

---

平成30年 第88回（定例）新 温 泉 町 議 会 会 議 録（第4日）

平成30年6月25日（月曜日）

---

議事日程（第4号）

平成30年6月25日 午前9時開議

- 日程第1 諸報告
- 日程第2 報告第2号 平成29年度新温泉町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第3 報告第3号 平成29年度兵庫県町土地開発公社事業報告及び財務諸表の報告について
- 日程第4 報告第4号 第30期営業年度株式会社温泉町夢公社事業報告及び財務諸表の報告について
- 日程第5 議案第40号 兵庫県市町交通災害共済組合理約の変更について
- 日程第6 議案第41号 新温泉町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第42号 新温泉町税条例等の一部改正について
- 日程第8 議案第43号 新温泉町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第9 議案第44号 新温泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第10 議案第45号 新温泉町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第11 議案第46号 新温泉町防災行政無線（デジタル同報系）整備工事請負契約の締結について
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 諸報告
- 日程第2 報告第2号 平成29年度新温泉町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第3 報告第3号 平成29年度兵庫県町土地開発公社事業報告及び財務諸表の報告について
- 日程第4 報告第4号 第30期営業年度株式会社温泉町夢公社事業報告及び財務諸表の報告について
- 日程第5 議案第40号 兵庫県市町交通災害共済組合理約の変更について
- 日程第6 議案第41号 新温泉町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第42号 新温泉町税条例等の一部改正について
- 日程第8 議案第43号 新温泉町国民健康保険税条例の一部改正について

- 日程第9 議案第44号 新温泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部改正について
- 日程第10 議案第45号 新温泉町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を  
定める条例の一部改正について
- 日程第11 議案第46号 新温泉町防災行政無線（デジタル同報系）整備工事請負契約の締  
結について

---

出席議員（16名）

1番	池田宜広君	2番	太田昭宏君
3番	岩本修作君	4番	阪本晴良君
5番	森田善幸君	6番	中井次郎君
7番	重本静男君	8番	小林俊之君
9番	谷口功君	10番	宮本泰男君
11番	河越忠志君	12番	浜田直子君
13番	平澤剛太君	14番	竹内敬一郎君
15番	中村茂君	16番	中井勝君

---

欠席議員（なし）

---

欠員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 ..... 仲村祐子君 書記 ..... 中井勇人君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	西村銀三君	副町長 .....	田中孝幸君
教育長 .....	岡田耕治君	温泉総合支所長 .....	太田信明君
牧場公園園長 .....	池内俊久君	総務課長 .....	仲村秀幸君
企画課長 .....	井上弘君	税務課長 .....	長谷阪治君
町民課長 .....	谷田善明君	健康福祉課長 .....	森本彰人君
商工観光課長 .....	岩垣廣一君	農林水産課長 .....	松岡清和君
建設課長 .....	山本輝之君	上下水道課長 .....	北村誠君
町参事 .....	土江克彦君	浜坂病院事務長 .....	吉野松樹君
会計管理者 .....	中村光春君	こども教育課長 .....	西村徹君
生涯教育課長 .....	川夏晴夫君	調整担当 .....	小谷豊君

---

## 午前 9 時 0 2 分開議

○議長（中井 勝君） 皆さん、おはようございます。第 8 8 回新温泉町議会定例会 4 日目の会議を開催するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

初めに、1 8 日午前、大阪府北部を震源とする大地震が発生し、被害は近畿一円に及びました。きのう、大阪新温泉町会総会のため摂津市に参りましたが、震源から近く、今もガスの供給が停止するなど混乱が続いているということでもあります。本町と摂津市は災害時の相互応援協定を結んでおりますので、町当局においては必要な支援を行っていただくよう望むところであります。被災地の皆さんにお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興を心からお祈りいたしておるところであります。

さて、議員各位には御多用のところ御参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。休会中の常任委員会が開かれ、それぞれ所管事務調査が行われましたので、本日はその結果の報告、提出議案であります条例の制定及び改正などを中心に議事を進めてまいりたいと存じます。

議員各位におかれましては、格別の御精励を賜り、慎重な御審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願いを申し上げます、開会の挨拶といたします。

町長挨拶。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） おはようございます。定例会第 4 日目の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

6 月 1 8 日の朝、大阪府北部で最大震度 6 弱を記録する地震が発生いたしました。幸い当町におきましては大きな被害はございませんでしたが、震源の周辺地域では停電や断水、ガスの供給停止、住宅の一部損壊が発生するなどの被害が発生し、死傷者が出たほか、最大 2, 6 0 0 人以上の方が避難されるなど、大きな被害となりました。さらに余震が続いており、被害の拡大が心配されるところでございます。支援要請がございましたら、可能な限り対応をさせていただきたいと考えております。

なお、6 月 2 7 日水曜日から町内の公共施設 1 8 施設に義援金の募金箱を設置することといたしております。

さて、休会中には、各委員会におきまして終始熱心に御審議いただき御指導賜りましたこと、厚く御礼を申し上げます。本日定例会は、報告案 3 件、条例案 5 件及び事件案 2 件について御審議をお願いするものでございます。議員各位におかれましては、慎重かつ妥当なる御審議を賜りますよう、よろしく御願い申し上げます。

○議長（中井 勝君） ただいまの出席議員は 1 6 名で、定足数に達しておりますので、第 8 8 回新温泉町議会定例会 4 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりです。

---

### 日程第 1 諸報告

○議長（中井 勝君） 日程第1、諸報告に入ります。

まず、議長から報告いたします。

去る6月14日の会議以来、それぞれの会合に出席をしていますが、別紙の議会対外的活動報告を見ていただくことで省略をいたします。

以上で、議長からの報告を終わります。

次に、休会中の所管事務調査として各常任委員会が開催されておりますので、その状況をそれぞれ委員長から報告をお願いいたします。

初めに、総務教育常任委員会が6月19日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いいたします。

中村総務教育常任委員長。

○総務教育常任委員会委員長（中村 茂君） それでは、6月19日開催、総務教育常任委員会の報告を行います。担当課は税務課、こども教育課、生涯教育、企画課、総務課、議会事務局、6課の所管事務調査でございます。

まず、税務課であります。報告事項は2件ございました。平成29年度町税等徴収実績について若干の質疑がありました。不納欠損額の整理はいつするのかについては年度末ということ。今期は生活保護9件、財産なし8件、生活困窮のみが7件、執行停止3年を経過したものを処理したということであります。また、徴収において、財産調査の結果は行政内部の中で公開というか、そういうことをしてるかということに対しては、各課の問い合わせについては答えてると、そういう状況でありました。詳細については委員会資料を御清覧ください。

協議事項は、今定例会に提出される議案第42号、43号、第47号でございました、3件でございました。

議案42号、町税等の一部改正は、地方税法の改正に伴い所要の改正を行ったものであります。6条立てでの改正でありました。町民税、たばこ税の見直し、固定資産税、わがまち特例等が内容でありました。主な質疑では、固定資産税のわがまち特例で本町はどうするのかということに対してでありましたが、国に準じた方式がほとんどでありました。但馬内は国に準拠してるといような内容でありました。また、身近な改正の分については、10月からたばこ税が変わるとのこと。委員会として了承いたしました。

議案第43号、国保税条例の一部改正ですが、今回は制度の見直しで県が保険者となることが第1の改正であります。それに伴って、賦課の基本でありました資産割が廃止されて、所得割、均等割、平等割となりました。今回、基金投入3,000万を行いました。賦課限度額が4万円の引き上げとなって、93万円。軽減世帯7割、5割、2割の判定も、基準が引き上げとなって減額になっているという現実であります。全体として、世帯当たり6,944円の減で14万7,603円であります。1人当たりは2,905円の減でありまして9万6,795円。既に5月21日に国保運営協議会を開催して、内容の

協議が持たれ、承認を受けているという現実でありました。委員会として了承いたしました。

議案47号、一般会計補正案については、委員会として異議なく了承したところであります。

次、こども教育課であります。報告事項は11件ありました。平成30年度園児・児童・生徒数の状況の中で、不登校児童生徒報告で不登校が2名あります。これについての状況を確認したところであります。また、複式学級はないかということに対しては、浜坂東で生徒数からいえばあるんですが、専科ということで、複式にはせずに対応していると、そんな内容でありました。また、新温泉町立浜坂認定こども園の建てかえ整備について、6月8日に検討会議が持たれております。新たな候補地等は出ているのかということに対して、現在はないが、6月25日までにあれば報告してくれと、そういうことであります。

それから、若干関連ですが、6月18日の地震によりましてプールのブロック塀が倒壊し、9歳の児童がなくなったということ。これについて、地震が18ですから、委員会19日にやりました。この中で、町の実態はどうかということに対して、小学校のプールの洗体槽がブロックが多くあると。2.2メートルが基準だが、浜坂北小学校、2.6メートルという現実がある。今後、構造上からも調査したい。この件、要は18日の朝8時前に起きた事案が、もう19日の委員会の段階で既に一定の調査をされていたと。当日の新聞、神戸新聞でしたが、県下で一斉調査する。でも、我が町はいち早く調査しておりました。僕はすごいなということ、だから、ある部分では評価したいと、そんなことを思いました。引き続き、そういう緊張感、危機感の中で仕事してほしいなということをおもったところであります。

それから、認定こども園2期の検討会議ができておりますが、報告会で大庭を含めるべきという意見があったが、明快な答弁がなかった、その場で。委員会での議論はできなかったのかということに対して、委員会で大庭も出たが、大庭は今後、また、浜坂を精力的に進めるとしたということでもあります。また、旧浜坂は早くから浜坂中学校の統合、小学校の再編と、先を見た政策を実施してきたと、責任ある行政とはそのような判断だと。それに対して、御意見のとおりであると言われておりました。また、どれくらいの規模で建設するかということですが、現行では広過ぎるという気がする、大庭もそういう状況であると。消費税の増に伴い、幼児教育の無料化が始まるという動きがあると、今後、保育ニーズも高まることが予想されていると、そのような現実の中での判断ということになるようであります。

次に、新温泉町就学支援金についてですが、3月に要綱の提案がありました。時期尚早等、予算を含め、今回取り下げるとことにしたということでもあります。また、教育基本構想の分で、挨拶、掃除、後始末は標語であるのかと、教育構想は子供だけではない、生涯教育とかそんなものを含めての教育構想であると、教育振興計画にも記され

ており、御意見は次回に生かしていきたいと、そういう内容でありました。

その他、部活動の対外試合の件が出ておりました。実態として、保護者が送迎しておるといふ現実があると、校外活動を把握されているのかに対して、県大会などの対象試合は町として補助している、練習試合はできていない、校外活動は学校長の判断で行っていると、親の責任も含め、かかわる人が責任を明確化し共通認識で向かってほしい、早期に整理してほしいし、部活動が安心してできる環境を求めたい。これら早期に取り組むよう、要請したところであります。その他、詳細については委員会資料を御清覧ください。

協議事項は、今定例会で提出される議案第44号、45号、47号の3件でありました。44号の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、対象の施設が町内にないということがあります。また、議案45号、町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、従事する職員の要件等の改正でありました。また、47号については一般会計補正予算でありまして、委員会として異議なく了承したところであります。

次、生涯教育課であります。報告事項6件ありました。第31回麒麟獅子マラソン大会について、高規格道路の完成に伴って麒麟獅子マラソンのコースが変更となっているということ、一部トラブルが出ているという現実があると、そういうものに対する改善を求めておきました。安全なコースづくりに努めたいという回答でありました。また、生涯教育施設の利用状況で、B&Gの艇庫には何があるのか。改めて私も認識したんですが、それと、個人利用、また、指導はできないのかと。基本的には団体での利用というふうになってるようであります。カヌーが28艇、ボートが4艇、バナナボートが1艇、ヨットが6艇あるようであります。基本的に団体での利用が予約制ですが、あいてるときでしたら対応したいという回答でありました。

中学校の海外研修についてですが、3月に要綱改正、多くの家庭なり子供たちが行けるようにと要綱改正をしたところであります。今回の研修生の選定において、それらに該当したことはなかったかということをおっしゃいましたが、今回、15名の該当者の中ではそういう事案はなかった。また、追加1名を募集したんですが、その中でも同様の結果であったということでありました。

また、平成30年度北前船寄港地・船主集落諸寄港についてであります。北前船の散策コースで諸寄漁港駐車場の駐車台数はどれくらいあるかということ。それについてトイレも含めて検討したということ。少なくとも約10台くらいは常時あるということ。その他不足については基幹集落センターということ想定してると。また、地域活性化事業が列記されておりますが、雪の白浜等、知る人が少なくなっている、歴史を掘り起こすような活動ができないか、また、文化の流れや広がりから前田純孝とかジオエリアとしての位置づけも大事にしてほしい。前者については31年度に予定しておると。ジオ活動との連携はとっていきたい。その他詳細については委員会資料を御清覧ください。

協議事項、一般会計補正予算1件でありました。委員会として了承したところであります。

次に、企画課であります。報告事項は6件ありました。町民ふれあいの旅については、予定人数に至らなかったために中止としたようであります。公共交通等の利用実績の部分で、町民バスの利用が減少しているが、海上線の現金乗車が増加している、この原因はということで、また、通学の不便の解消等、バスのダイヤ改正を10月1日より改正すると、そういうふうに聞いていたがという質問で、海上線の変動は、乗り継ぎ便の利用によっての現金の増ということであるようであります。それから、日交の快速便ですが、これを運行を視野にダイヤ改正を想定しておったが、日交との調整ができなかったために10月1日の改正はできない、行わないということがありました。総合的に足の確保には大きな課題がある、快速便は日交の都合でもあり、湯めぐりとは別の問題である、併用するなら委託料の軽減、減額にもつながるのではないかと、必要な現状調査を行い対応してほしいに対して、さまざまな形で検討している、今後とも町民の足の確保は最重点として研究し、必要な対応はとっていききたいと、そういう答弁でありました。

また、温泉活用の検討スケジュールについては、温泉未来係の作業部会の状況についての質問、また、温泉の湧出量なりの調査の結果ということがありました。作業部会は今現在、意見募集の段階で、部会の数、種類についてはまだ未定であるということ、温泉活用で現在進行中の現行施設の改修は作業部会に入っているのかということに対しては、現在のところ作業部会に入っていない、9月には全体像を示したい。町長の答弁の中で、町の温泉の代表施設であり、健康づくりや福祉の活用に取り入れたいという答弁もありました。

その他、風力発電事業についてですが、風力発電は耐用年数10年と聞くが、事業者は責任持って解体するのか、また、確約はあるのかということに対して、説明会では条件が整えば継続したいとのことであったと。FIT法が20年ですから、その辺の延長っていうことがあるんでしょうかね、そういう意向であったと。解体も視野に入れてると聞いておる、確約を証するものはない、次回説明会は未定である。4月26日に町が県に提出した意見書を見たいということがありまして、早速、意見書の提出がありました。また、意見が反映できる機会はあるのかについては、また、それはもう手おくれではないかというような質問があったんですが、資料提出をするが追加の意見書はまだできていない、意見書をもう一つ出したいということの意向であります。また、県は町の意見については重視してくれている状況だと、そういうことでありました。また、その他の部分で、行政懇談会を実施したいと。7月9日から校区単位で6会場で行うという報告でありました。委員会資料を御清覧ください。

協議事項は補正予算でありまして、委員会として了承したものであります。

次、総務課でございます。報告事項は5件ありました。行財政改革の実施状況について、行革実施計画で財調基金が予想以上に悪化している、理想的にはどの程度が基金の

レベルかということに対して、予算ベースでは御意見のとおりですが、決算ベースでは4億程度は上振れする見込みですから、予想としては残高14億程度と、そういう現状であります。また、県下の町の状況では標準財政規模35%程度を保有しており、20億前後が平均値となっており、本町もそうありたいということでありました。また、行革実施報告書で評価が甘い気がする、防災関係など、もう少し厳正に行うべきではないかに対しては、住民生活、命を守ることが行政の最大の役割であると肝に銘じて対応したい、これ、町長であります。行財政改革に関して総合案内コーナーの設置などが行われているが、評価はどうか。支所では4月から三、四件の相談があったようであります。本庁では集約されていないということでありました。また、職員の懲戒処分について、職員の懲戒処分最近では飲酒事故で6カ月の停職ということがあったと、今回は20日である、なぜこのような違いがあるのかということに対して、それぞれケースが違うということ、同様のケースではないために他町の事例を調査し、決定したところである、結果の最後に内容での違いが処分の結果となっていると、そういう内容でありました。その他、委員会資料を御清覧ください。

協議事項は、議案第41号、47号、また、諮問2件でありました。新温泉町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例の制定については、職員の不祥事に関し、監督責任として町長の給料1カ月、7月ですが、1割削減するというものであります。また、一般会計補正予算（第1号）については、いずれも委員会として了承したものであります。また、諮問1については、後任者の選任が半年おくれになってるということ、また、選任される者が教育職経験者のみという現実があると、これに対する善処を求めてきたところでありました。

次、議会事務局であります。協議事項は補正予算1件のみでありまして、委員会として了承いたしました。

請願1件ございました。付託されました請願第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請については、委員会として採択すべきものということにいたしました。

閉会中の継続審査については、継続調査8件、8項目を議長に申し出ることといたしました。

以上、総務教育常任委員会の報告といたします。

○議長（中井 勝君） 総務教育常任委員長の報告は終わりました。

委員長の報告のうち、協議事項について質疑があればお願いをいたします。ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） それでは、これをもって質疑を終わります。

中村委員長、御苦労さまでした。

次に、産業建設常任委員会が6月20日に開かれております。委員長から報告をお願い



いします。

岩本産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員会委員長（岩本 修作君） おはようございます。それでは、産業建設常任委員会の報告をいたします。6月20日に牧場公園課、農林水産課、建設課、商工観光課の4課の所管事務調査を行いました。

まず、牧場公園課です。報告事項は6件ありました。来園者の状況ですが、29年度の来園者数は19万3,680人でした。目標人数は20万人ということで、目標20万人までは多少足りませんでしたということでした。若干の質疑がありました。29年度の4月の来園者数は約1万2,000人で、30年度の4月では約1万7,000人ということで、なぜ来園者数がふえているかという質疑に対して、ことしのゴールデンウィークは4月の後半、3連休ありましたということで、かぶっていたため来園者数がふえたという答弁でございました。また、来園された車輛のナンバー調査結果で、神戸、姫路に比べたら京都ナンバーが少ないと、PRが足りないのではないかとという質疑に対して、今後は道の駅に広告、パンフレットを置いてPRをしていくという答弁でございました。次に、地域おこし協力隊の土山隊員は、村田隊員に続き新温泉町但馬牛飼育管理技術習得支援プログラムを開始し、リース方式による繁殖牛2頭の導入も完了いたしました。このたび4月に雌牛1頭を出産したということでもございました。次に、5月21日より、家畜伝染病予防対策の強化として動物舎への立ち入り方法の変更を開始いたしました。今のところ苦情や大きなトラブル等はないということでもございました。詳しい内容については委員会資料を御清覧ください。

次に、協議事項が、ことし定例会に提出される一般会計補正予算（第1号）の1件でございました。委員会として了承いたしました。

次に、農林水産課です。報告事項は8件ありました。有害鳥獣捕獲について、イノシシの捕獲数は近年減ってはいるんですが、鹿の捕獲数が28年度の76頭に対して、29年度は232頭と大幅にふえています。今後は捕獲方法の改善を検討したいということでもございました。それで、最近は猿の姿をよく見かけるようになったということなんですが、猿対策等は考えてるのかという質疑に対して、今後、2集落におりを設置して対策するという答弁でございました。次に、有害鳥獣処理施設の処理方法の見直しということで、イノシシと鹿の肉をペットフードとして利用すると、その際に、頭と爪先と内臓は利用ができないので解体をしなくてはいけない、その場合、処理施設にたくさんの水も要るし、また、解体する職人も要るようになるが、その点については考えているのかという質疑に対して、今後方向性を見きわめていきたいという答弁でございました。

次に、農業委員会についてですが、昨年からエゴマの試験栽培を実施して、今後はエゴマ油として売り出したいという報告の中で、農業委員会が販売行為をしていいのかという質疑に対して、あくまで農業委員会は栽培目的で、加工販売は別の企業、団体等にってもらうという答弁でございました。詳しい内容については、委員会資料を御清覧ください。

ださい。

次に、協議事項は、今定例会に提出される一般会計補正予算（第1号）の1件でございました。委員会として了承をいたしました。

次に、建設課でございます。報告事項は7件ありました。町道健康公園線災害復旧工事についてですが、当初は6月議会に提案できるように、5月に入札を終える予定でありましたが、入札手続に不備があったため入札が中止になったということでございます。原因は台風21号による豪雨で水位上昇に伴う法面崩壊でございます。本日定例会終了後に委員会を開く予定でありますので、内容は後日報告をさせていただきます。次に、湯村温泉街における町並み環境整備計画についてです。事業期間といたしまして、平成30年から34年、5年間、総事業費として約9,000万円、概要は修景舗装や地区の案内板、また、駐車場誘導板や誘導案内板といった概要でございます。この整備事業には消雪工は含まれないのかという、湯村の町なかには消雪が水が出ないので困るという質疑に対して、整備事業には消雪工は含まれないと、また、町内の消雪の水が出ないのは水源の入り口がごみ等で塞がれているから、毎回掃除はしているが追いつかないというような答弁でございました。次に、浜坂道路2期の進捗状況についてですが、事業概要は延長7.6キロメートル、トンネル5本で橋梁6橋でございます。以前は道路中央分離帯にポール設置を計画はしていたんですが、このたび中央分離帯にガードレールを設置するというところで検討しているということでございます。詳しい内容については委員会資料を御清覧ください。

次に、協議事項は、今定例会に提出される一般会計補正予算（第1号）、浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第1号）、温泉地区残土処分場事業特別会計補正予算（第1号）の3件でした。いずれも委員会として了承いたしました。

次に、商工観光課でございます。報告事項は8件ありました。施設管理の現状の問題点について。リフレッシュ館の健康風呂天井修繕工事についてです。今、夢公社と協議していく中、改修期間は全館休業とする必要があり、約2カ月から3カ月かかると、また、専門家による詳細調査を実施したところ、天井だけではなく側壁や浴槽等も緊急に修繕をしなければいけないという課題が出てきました。健康風呂については、全体修繕を検討するというところでございました。6月中には方向性を決定するという内容でございます。この件について、予算がついた時点で修繕する箇所はわかっているはずだと、準備が遅過ぎるといった厳しい指摘もありました。ほか、リフレッシュ館ではプールの修繕、サンシーホールの屋根修繕、浜坂レクリエーションの屋根やトイレという問題点もまだほかにはあります。詳しい詳細については、委員会資料を御清覧ください。また、ワンちゃん夢ハウスは、現在運営者は出産を控えているということで、今後の対応をどうするか協議を行っているということでございます。

次に、バイナリー発電施設の一次停止についてですが、平成29年10月の定期点検時に1号機の凝縮器から媒体漏れが検知されたため1号機を停止させ、平成30年の3

月まで2号機のみを稼働させていたと。しかし、調査をしたところ、このまま2号機も運転を続けると1号機と同様な症状になりかねないということで、現在は2号機も停止をさせているということです。費用は凝縮器の取りかえ費用で約500万円、また、冷却方式の変更をするとさらに300万円が必要となるという問題点があります。今後の対応でございますが、この事業は環境省の再生可能エネルギー等導入推進基金を活用しているので、一定期間は存続させる必要があると、現在、今後の対策費用負担、また、原因について業者と確認を行っていて、結果が出たら兵庫県を交えて協議をし、対策を決定するという事です。この件について、800万円かけて直すのであれば今後バイナリー発電は動かさないほうがいいのではないかとこの質疑に対して、費用負担についても今後兵庫県と協議し対策を考えると、また、バイナリー発電は、発電するだけじゃなく今は観光の名所にもなっているため、今後しっかりと考えていきたいという答弁でございました。同じバイナリー発電施設は全国ほかにどこにあるのかという質疑に対して、規模にもよるが30から40カ所のバイナリー発電施設があるという答弁でございました。詳しい内容については、委員会資料を御清覧ください。

協議事項は、今定例会に提出される一般会計補正予算（第1号）の1件でございました。委員会として了承いたしました。

次に、閉会中の継続調査ですが、議長に申し出ることにいたしました。

以上、産業建設常任委員会の報告といたします。

○議長（中井 勝君） 産業建設常任委員長の報告が終わりました。

委員長の報告のうち、協議事項について質疑があればお願いをいたします。ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） これをもって質疑を終わります。

岩本委員長、ありがとうございました。

次に、環境福祉常任委員会が6月21日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いいたします。

谷口環境福祉常任委員長。

○環境福祉常任委員会委員長（谷口 功君） 失礼いたします。21日の環境福祉常任委員会の報告をいたします。

町民課の報告事項であります。平成30年6月1日現在の人口統計についてから緊急火災放送の音声改良についてまで、委員会資料を御清覧いただきたいと思います。

その中で、7番目の平成29年度火災発生状況と消防団員出動状況についてに関連をして、団員の家族への理解を得るための配慮とともに、団員を擁する事業所への配慮もあわせて重要であることが議論をされております。それから、最後の緊急火災放送の音声改良についてであります。改良後の試験放送もなされましたけれども、議論がありました生音声での検討はどうなったのかと、あるいは、大阪北部地震の際のJ-ALERT

Tによる緊急地震速報が、当地域では震度4と放送していましたが実際は震度2であった。訂正放送なり正確な情報を流すべきではないかとの指摘がありました。また同時に、関連で、過日、神戸新聞が都市部での団員確保が困難な状況の中、報酬の見直しがなされていますが、この報酬が団員個人に渡っていない旨の報道がなされておりました。我が町にも同種の問題が生じており、現在町として委任状をとる作業を行っていますが、団員確保や団員の団結上、あるいは士気等に問題があるとの指摘がなされていたことを報告をいたしておきます。

協議事項であります。議案第40号、兵庫県市町交通災害共済組合規約の変更についてであります。これは、平成33年度末をもって当組合を解散するための規約改正であります。委員からの意見で、町民加入者への周知の徹底、不採算となるぎりぎりまで継続してもよいのではないか等の指摘がありました。委員会としては了承をいたしました。

議案第46号、新温泉町防災行政無線（デジタル同報系）整備工事請負契約の締結についてであります。草太山の電波塔が広域消防の電波塔と共用できないか等の質疑がありました。ここで明確な答弁ができなかったために、委員会では表決せず本会議で改めて表決をすることといたしました。議長の指導を受けております。

次に、議案第47号、平成30年度一般会計補正予算（第1号）については異議なく了承をいたしました。

次に、健康福祉課であります。報告事項、平成29年度国民健康保険事業医療給付費の状況についてから、新温泉町出産祝い金についてまで、資料の御清覧をいただきたいと思います。

最後の出産祝い金については、3月、5月の議会の指摘で再検討して、実施しないことを決定したと報告を受けました。町長も、公約の実施を急ぎ過ぎた、他のさまざまな子育て支援策の充実を考えたい旨発言がありましたことを御報告をしておきます。

協議事項です。議案第47号、平成30年度新温泉町一般会計補正予算（第1号）について、議案第48号、平成30年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第49号、平成30年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）については、いずれも質疑もなく了承をいたしました。

次に、上下水道課です。報告事項、下水道接続率報告書についてから、石綿管の布設状況についてまで、資料を御清覧いただきたいと思います。

協議事項で、平成30年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計補正予算（第1号）について、平成30年度新温泉町水道事業会計補正予算（第1号）について、平成30年度新温泉町下水道事業会計補正予算（第1号）について、いずれも質疑もなく了承をいたしました。

その他で質疑がありまして、一昨年、料金改定の議論があったが、その後の会計状況はどうかという問いであります。平成29年度決算見込みは上下水道事業会計ともに純利益が出ているが、簡水は純損失を出し、下水道も公共下水以外は厳しいため、今後

検討を要する旨、答弁がありました。

次に、公立浜坂病院であります。報告事項、公立浜坂病院の利用状況等についてから、浜坂病院の実施事業についてまで、資料を御清覧をいただきたいと思います。経営状況として、医師も若返り、3人のトリオで頑張っていたいただいて、入院患者がふえ、病院事業で4月末前年比630万円程度の利益を出しているという報告でありました。

協議事項であります。平成30年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第1号）については、異議なく了承をいたしました。

その他で、委員会当日に次第の差しかえがありまして、公立浜坂病院の経営健全化のあり方等の検討についてということが提案をされました。平成29年度は5,000万円と2億6,000万円、一般会計から経営健全化資金を入れていただいているが、経営検討委員会を設置し、抜本的改革を見出したいという提案でありました。具体的な提案でなく、意図ももう一つよくわからないという状況でありました。以上、病院事業、公立浜坂病院であります。

閉会中の継続調査を議長に申し入れすることを確認して、委員会を終わりました。以上であります。

○議長（中井 勝君） 環境福祉常任委員長の報告は終わりました。

委員長報告のうち、協議事項について質疑があればお願いいたします。

6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） ちょっとお尋ねいたします。町民課のこの協議事項の中で、(2)の新温泉町防災行政無線（デジタル同報系）整備工事請負契約の締結について、これを委員会ではなしに本会議でっていう話でしょうか。ちょっと何かそこら辺がよくわからなかったんで、どういうことになるのかっていうことをお尋ねしておきたいと思っております。

○議長（中井 勝君） 谷口委員長。

○環境福祉常任委員会委員長（谷口 功君） 先ほど報告いたしましたように、委員会での質疑に対して、当局、明確な答弁ができませんでしたので、表決については本会議の場で、環境福祉常任委員会の委員も表決に参加するというのを議長のあっせんという形で終わっております。

○議長（中井 勝君） 6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） 何についての質問に明確な答弁がなかったのか、それがわかれば教えてください。

○議長（中井 勝君） 谷口委員長。

○環境福祉常任委員会委員長（谷口 功君） 先ほど申し上げましたように、草太山の電波塔が、広域消防が設置を既にしております。その電波塔にこの行政防災無線のアンテナも設置することができないのかと、共同で利用することができないかという質疑でありました。それに対して明確な答弁とならなかったために、表決は本会議でやりまし

ようということになったものであります。

○議長（中井 勝君） 6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） 本会議では明確に答弁できるんでしょうか。

○議長（中井 勝君） 谷口委員長。

○環境福祉常任委員会委員長（谷口 功君） 私が答えることはできません。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。これをもって質疑を終わります。

谷口委員長、ありがとうございました。

次に、本日、議会運営委員会が開かれておりますので、委員長からその報告をお願いいたします。

議会運営委員長、中井次郎君。

○議会運営委員会委員長（中井 次郎君） 失礼いたします。本日6月25日午前8時30分より議会運営委員会が開かれました。この内容について御報告をさせていただきます。

まず、協議事項でありますけども、第88回新温泉町議会定例会議事運営についてということであります。追加議案として、先ほど産建の委員長も御報告ありましたけども、議案第56号、町道健康公園線災害復旧工事請負契約の締結について、これが22日に入札が成立いたしました。この案件が1つは出てまいります。

次に、意見書案が1件追加で出てまいりました。（仮称）新温泉町風力発電事業についての意見書の提出についてであります。提出者は谷口功議員、賛成者が阪本晴良議員、小林俊之議員の2名でございます。この2件が追加をされます。

そういった中で、議事日程が変わります。本日は皆さんのお手元に、もう既に日程は配られております。その内容については変わりませんが、本会議の終了後に産建委員会を持っていただきます。先ほどの議案第56号を議論をしていただきます。あす、本会議第5日目の日程が当初の日程と変わります。諸報告の後、議案第56号、そして議案第47号から、第55号、諮問第1号、第2号、そして請願第1号、採択されたということですので、委員会でこれが本会議に付されます。意見書案の第2号となります。追加日程であります。そして、意見書案第1号、これが先ほどの新温泉町風力発電事業についての意見書であります。その後、議員派遣、そして閉会中の継続調査申し出、これを協議をいたしました。

そして、次に、議運として閉会中の継続調査申し出について3件ございます。次期議会開催に関する事項について、2番目として、議長の諮問に関する調査研究について、3番目として、議長の臨時会招集請求権の付与について、以上を提出することにいたしました。これをもって閉会といたしました。御報告といたします。

○議長（中井 勝君） ありがとうございました。

次に、議会広報特別委員会が6月14日に開かれておりますので、委員長からその報告をお願いいたします。

平澤広報特別委員長。

○議会広報調査特別委員会委員長（平澤 剛太君） 議会広報調査特別委員会について御報告いたします。

6月14日、本会議の閉会後に委員会を開催し、議会だより第51号の編集方針について協議いたしました。7月26日木曜日に発行予定の議会だより、24ページ立てで検討しております。討論をされた議員については、7月4日水曜日を締め切りとして、あす原稿依頼を行う予定です。なお、本定例会の日程の都合上、一般質問の議事録関係資料については今週末にお渡しできる予定ですので御了承ください。また、一般質問の記事については、既にお配りしている様式データを利用いただき、各ページに写真を1点掲載しますので、データを原稿と一緒に提出できない方は希望する内容を記載してください。写真のコメントについては、記事内容を補完する意味もありますので必ず添えていただきたいと思います。以上、報告といたします。

○議長（中井 勝君） ありがとうございます。

以上をもって、諸報告を終わります。

---

## 日程第2 報告第2号

○議長（中井 勝君） 日程第2、報告第2号、平成29年度新温泉町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、平成29年度新温泉町一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令の規定により御報告を申し上げます。

内容につきましては、総務課長が説明をいたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 仲村総務課長。

○総務課長（仲村 秀幸君） それでは、平成29年度一般会計繰越明許費繰越計算書について御報告いたします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定におきましては、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときには、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製して、次の会議においてこれを議会に報告しなければならないとされております。

それでは、審議資料の1ページをごらんいただきたいと思います。繰越明許費に係る歳出事項別明細を示しております。今回、29年度事業で30年度へ繰り越したものは農林水産業費及び災害復旧費で、全部で6事業でございます。農林水産業費のうち、農村地域防災減災事業を除いて、あとは全て去年の8月から10月にかけて本町襲来しま

した台風5号、18号及び21号による災害の復旧関係の事業となっております。表の中心部分の金額の額が、前年度の3月補正で認めていただきましたそれぞれの事業の繰り越しの限度額でございます。その右側の翌年度繰越額といたしますが、前年度中に執行済みの金額を差し引いた実際の繰越額となります。合計で3億5,502万9,000円でございます。資料の右側に、それぞれの事業に係る歳出予算の明細として細節の金額を示しております。なお、このうち工事につきましては、農村地域防災減災事業と農業用施設災害が30件、それから農地災害が19件、それと林業施設災害が2件、さらに公共土木施設災害6件は既に発注済みでございます、残りにつきましても早期発注に努めているところでございます。

それでは、議案に戻っていただきまして、繰越明許費の歳出予算の経費につきましては、必要となる財源をつけて繰り越さなければならないとされております。その財源内訳を事業ごとに示しておりますが、それぞれ既収入特定財源はなくて、国庫支出金が8,014万3,000円、県支出金が1億1,054万8,000円、地方債が4,000万円などの未収入の特定財源が記載のとおりでございます、残りは一般財源で1億2,433万8,000円となっております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

15番、中村茂君。

○議員（15番 中村 茂君） 災害復旧が主であります、今回、健康公園の大きな工事も多分この中に入っていると思うんですが、この中でどれぐらいもう入札されて、要は工事が動いているかということを確認したいと思います。

○議長（中井 勝君） 仲村総務課長。

○総務課長（仲村 秀幸君） 健康公園線の分でしょうか。（発言する者あり）

先ほどちょっと発注済みの件数は報告させていただいたんですが、それぞれ審議資料の中で合計の件数が事業名のところに上がってますが、そのうち、発注済みの件数を先ほど報告させていただいたとおりで、農林水産業費の農村地域防災減災事業は既に発注済みでございます。それと、農林水産施設の農業用施設災害が先週の22日発注した分も含めまして30件、それから農地災害が19件、林業施設災害は2件、これは中辻肥前畑線でございますが、これ2件とも発注でございますが、単独分もございますので、その単独分はまだでございます。それと公共土木施設災害、これは6件とも既に発注済みで、このうち健康公園線の災害復旧の分が先週の金曜日、22日に入札が終わったところでございます。

○議長（中井 勝君） よろしいですか。

そのほか。

4番、阪本晴良君。

○議員（4番 阪本 晴良君） 確認っていいですか、あれですけども、災害復旧費の分



で県支出金なりがあるんですけども、あと残りが全て一般財源ということでありましてけれども、この農家からっていいですか、関係者からの負担金っていうものは、やっぱりこれは一般財源に含まれるためにこういう記載になつとるのでしょうか。

○議長（中井 勝君） 仲村総務課長。

○総務課長（仲村 秀幸君） はい、御指摘のとおりでございまして、受益者であります農家の分担金は一般財源の中に入っております。ここで県支出金の、例えば農業用施設災害でしたら県の支出金を上げておりますが、実際の補助率っていいですか補助金は、まだ補助率からいいますと多いわけでございますけども、29年度中に補助金の交付決定があったもの、これがここに上がっておるということで、残りの交付決定がないものについては施越しということで30年度に交付決定がなされるということでありまして、よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 阪本議員、産業建設常任委員会ですから所管です。間違えましたけど、指名しましたけど。

そのほか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） それでは、ないようであります。これをもって質疑を終結し、報告を終わります。

---

### 日程第3 報告第3号

○議長（中井 勝君） 続きまして、日程第3、報告第3号、平成29年度兵庫県町土地開発公社事業報告及び財務諸表の報告についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、平成29年度兵庫県町土地開発公社事業報告及び財務諸表について、地方自治法の規定により御報告を申し上げるものであります。

内容につきましては、総務課長が説明いたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 仲村総務課長。

○総務課長（仲村 秀幸君） それでは、兵庫県町土地開発公社の事業及び財務諸表について御説明をいたします。

別冊の議案書であります平成29年度事業報告書及び計算書類をごらんいただきたいと思いますと思いますが、兵庫県町土地開発公社は、公共用地を円滑に確保するために公有地の拡大の推進に関する法律第10条に基づき、県内の各町が出資し設立した単体法人でございます。公社は、出資団体の委託によって土地所有者から公共用地を取得いたします。なお、出資団体は、当該用地を供用するまでか10年以内のいずれか早い時期までに公社から買い戻しを行うことによって、予算的に町の単年度負担を軽減するということで

公共用地の確保を円滑に進めようとするものでございます。この公社の決算につきましては、毎事業年度、経営状況を説明する書類を作成して議会に報告するとされております。

それでは、まず、事業の概況について御説明いたしますが、資料は1ページと2ページをあわせてごらんいただきたいと思っております。

公有地取得事業の2ページ、①の土地の取得につきましては、2ページ上段のとおり平成29年度はありませんでした。土地の処分につきましては、下段の表の29年度買い戻し額にある市川町で1件、福崎町で2件の合計3件、元金相当額で1億4,100万1,000円の土地を処分いたしました。なお、29年度で処分が完了した土地は福崎町の2件でございます。この結果、29年度末の土地の現在高、一番右側でございますが、1,186万円となりました。次に、事業収支では、19年4月から公社職員を町村会に転籍させるなど継続して経費の節減を図ってきたものの、29年度は3年ぶりに赤字となり、損失額が12万4,866円となったことから、当年度末未処分利益剰余金を処分して、翌年度繰越剰余金を1,960万174円としました。以上が平成29年度に実施いたしました事業の概況でございます。

めくって、3ページをごらんいただきたいと思っております。経営活動に伴う収益的収入につきましては、一般事業売却収益で2ページの土地の処分があった2町3件分の売却収益1億4,120万8,900円、それと出資金及び預金の利息4,746円を合わせまして、1億4,121万3,646円の収入がありました。

これに対しまして、支出が4ページのとおり、2町3件分の一般土地売却原価1億4,120万8,900円、それと、旅費や需用費などの一般管理費で12万9,612円を合わせまして、1億4,133万8,512円となりました。収入、支出の差額でございます。最下段のとおり12万4,866円の赤字となって、今年度末未処分利益剰余金を処分しております。

5ページをごらんいただきたいと思っております。資金的収入につきましては、29年度は委託事業がありませんでしたので借り入れはありません。これに対しまして、支出は買い戻し額の元金相当額であります1億4,100万1,000円となっております。

6ページをごらんください。上段に年度中の借入金の概要を記載しておりますが、期首残高は市川町及び福崎町に係る29年度当初の借入金の合計額です。29年度中に2町3件分の元金償還、1億4,100万1,000円がありましたので、年度末の借入残高が1,186万円となっております。中段には、平成29年度中に実施した28年度の決算監査の状況を記載しております。29年度の決算の監査につきましては17ページにつけておりますが、本年4月19日に実施して、指摘事項、改善事項ともにございませんでした。下段には理事会の開催概要、めくって7ページにはその他の会議の開催状況を記載しておりますので、後ほど御清覧いただきたいと思っております。

それと、8ページ、9ページは役員に関する事項について記載しております。この役

員の任期は2年でございます。役員の変動に係る登記につきましては、10ページのとおりでございます。

11ページをごらんいただきたいと思います。会社の事業成績をあらわす損益計算書でございます。収益から費用を差し引いたものが利益となるわけですが、2町3件分の元金利息を合わせた土地の売却による事業収益から銀行への償還額である事業原価を差し引くと、事業総利益はゼロ円となります。また、事業総利益から一般管理費を差し引いた事業利益は12万9,612円のマイナスとなって、預金の受取利息を加算した経常利益が12万4,866円の赤字となりました。

12ページをごらんください。会社の財産状態をあらわす貸借対照表です。負債と資本の合計が資産となりますが、資産の部の流動資産は、出資金と未処分利益剰余金を合わせた3,760万174円と、会社が保有している1町1件の買い戻し未了土地であります1,186万円を合わせて、4,946万174円となります。負債の部の固定負債につきましては、買い戻し未了分に係る金融機関からの借入金であります1,186万円でございます。資本の部は、基本財産である12町分の出資金合計と前期の繰越準備金、当期の純利益を合わせて、3,760万174円となります。この内容につきましては、14ページに財産目録としても記載しております。

13ページをごらんいただきたいと思いますが、キャッシュフローの計算書です。いわゆる資金繰りをあらわす計算書でございます。この計算書、事業活動、それから投資活動、財務活動による3つに分けられますが、1の事業活動によるキャッシュフローは事業による収支をあらわしますので、一般的にはプラスであれば事業活動が順調であると言えます。それから、2の投資活動によるキャッシュフローにつきましては、一般的にはマイナスであれば投資活動が活発であるということでございます。3の財務活動によるキャッシュフローでは、資金不足をどのように補ったかをあらわし、借入金を返済したらマイナスとなります。4の現金同等物については、プラスが金回りが順調ということになります。29年度の結果としては、最下段、6、期末の金額が5の期首に比べまして若干減少しているという状況でございます。

それから、14ページをごらんいただきたいと思います。会社の財産目録でございます。流動資産の預貯金につきましては、当期の純利益が12万4,866円減少して、期末は3,760万174円となりました。公有用地につきましては、市川町及び福崎町への3件分の売却によって1億4,100万1,000円減少して、期末では1,186万円となり、預貯金と公有用地を合わせました流動資産の期末残高が4,946万174円となりました。固定負債につきましては、会社の保有土地に係る長期借入金が市川町の1件、福崎町の2件の償還により減少したことから、期末で1,186万円となりました。これにより、流動資産から固定負債を差し引いた正味資産が3,760万174円となりました。

続いて、15ページをごらんいただきたいと思います。上段には現金及び預金の明細

表をつけております。期末の預金残高は、29年度赤字額12万4,866円が前の期より減少して3,760万174円となりました。中段の公有用地明細表は2ページの土地の処分の表と同じですので、省略をさせていただきたいと思います。

16ページをごらんいただきたいと思います。上段は長期借入金の明細でございます。29年度中は、市川町及び福崎町の売却3件により、借入残高が1,186万円となっております。中段は資本金明細表で、基本財産であります各町の出資金を記載しております。下段の引当金明細表は、19年度から職員を県の町村会へ転籍させておりますので発生いたしておりません。

17ページでございます。平成30年4月19日に行われました29年度の決算監査書類でございます。指摘事項、改善事項ともにございませんでした。なお、18ページ以降の30年度事業計画、資金計画につきましては、後ほど御清覧いただきたいと存じます。

以上で29年度の町土地開発公社の事業報告及び計算書類の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） 兵庫県土地開発公社では用地の関係での受託業務等も行われていると思いますし、職員さんもそれについて従事されてるというふうに認識しているんですけども、そういった費用、また収入について、これには反映されてないように思うんですけども、別途会計っていうのがあるんでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（中井 勝君） 仲村総務課長。

○総務課長（仲村 秀幸君） 土地開発公社というのは、各町出資団体における公共用地の単年度負担を軽減するという観点から、各町にかわってこの公社が先に土地を取得して、10年以内もしくは事業開始の早い時期に各町が買い戻すというものでございます、先ほど説明したとおりでございますが。このほかに別途会計があるというのは承知しておりませんが。財務諸表の報告については、報告させていただいたとおりでございます。

○議長（中井 勝君） 11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） 兵庫県土地開発公社は県の用地取得のための業務等も行っていると思うんですけど、これは同じ名前なんだけど別の団体という認識で理解したらよろしいんでしょうか。

○議長（中井 勝君） 仲村総務課長。

○総務課長（仲村 秀幸君） 済みません、この報告させていただいたのは兵庫県町土地開発公社でございます、兵庫県の土地開発公社につきましては別途、団体としてございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） 私の理解不足で、町というのが入ってること、混同しておりました。失礼いたしました。

○議長（中井 勝君） そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） それでは、これをもって質疑を終結し、報告を終わります。暫時休憩します。10時半まで。

午前10時16分休憩

午前10時30分再開

○議長（中井 勝君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

#### 日程第4 報告第4号

○議長（中井 勝君） 日程第4、報告第4号、第30期営業年度株式会社温泉町夢公社事業報告及び財務諸表の報告についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、第30期営業年度株式会社温泉町夢公社事業報告及び財務諸表について、地方自治法の規定により御報告を申し上げます。

内容につきまして、商工観光課長が説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 岩垣商工観光課長。

○商工観光課長（岩垣 廣一君） それでは、第30期営業年度株式会社温泉町夢公社事業報告及び財務諸表について報告をさせていただきます。

1枚めくっていただきまして、営業報告書を添付させていただいております。第30期といたしまして、平成29年3月1日から平成30年2月28日まででございます。株式会社温泉町夢公社の報告書でございます。

1枚めくっていただきまして、1ページでございます。要点のみの報告とさせていただきます。第30期営業報告。1、営業の報告といたしまして、10行目でございます。さて、営業実績の報告をさせていただきますの後でございます。指定管理をしておりますリフレッシュパークゆむら、入館者数6万8,640人、前年対比プラス775人、1.1%の増。利用料2,445万6,000円、前年対比プラス34万6,000円、1.4%の増となりました。町営駐車場、利用台数2万3,594台、前年対比マイナス3,846台、1.4%の減。利用料402万2,000円、前年対比マイナス45万8,000円、10.2%の減。健康公園、利用人数5万7,779人、前年対比マイナス882人、1.5%の減、利用料213万2,000円、前年対比マイナス1万5,000円、0.7%の減。草太園地、

利用人数 5 3 7 人、前年対比プラス 2 1 人、4.1%の増、利用料 2 3 万 7,000 円、前年対比プラス 8,000 円、3.6%の増。ログハウスカナダ、利用棟数 7 8 2 棟、前年対比マイナス 1 棟、0.1%の減、利用料 1,339 万円、前年対比マイナス 1 7 万 7,000 円、1.3%の減。夢千代館、入館者数 1 万 6,150 人、前年対比マイナス 4 3 5 人、2.6%の減、利用料 4 2 4 万 3,000 円、前年対比マイナス 1 1 万 1,000 円、2.6%の減収になりました。

直営事業におきましては、レストラン楓が 8,376 万 8,000 円、前年対比マイナス 1 7 6 万 5,000 円、2.1%の減。フロント販売 1 9 7 万 7,000 円、前年対比マイナス 7 万 9,000 円、3.9%の減。リフレッシュ館喫茶・特産品販売 5 8 8 万 9,000 円、前年対比プラス 5,000 円、0.1%の増。野外施設 2 7 8 万 3,000 円、前年対比マイナス 2 6 万 7,000 円、8.8%の減となりました。売上高は 1 億 4,366 万 7,000 円となり、前年対比マイナス 2 6 1 万 1,000 円、1.8%の減となりました。総収入額は 2 億 2 1 9 万円となり、営業外収支を含み税引き後の当期利益は 4 2 5 万 5,000 円を計上することとなっております。

次に、2 ページでございます。第 3 0 期活動報告として、リフレッシュ館、レストラン楓、夢千代館、健康公園、全体での取り組みについて、主な活動についてごらんのとおり記載をさせていただいております。

次に、3 ページでございます。当社の現状といたしまして、資本金の推移、資本金、当年度末、昨年度末と同様に 2,000 万円でございます。株式の状況、株式数、発行済み株式の総数 4 0 0 株、当年度末株主数 1 3 4 名でございます。社員の状況、当年度末 1 4 人、男子 7 人、女子 7 人、昨年度末と比べ 1 名の増となっております。

業務の状況といたしまして、指定管理施設及び業務の内容でございます。リフレッシュ館は、受付案内、利用促進、機械・施設管理、スイミングスクールの業務を行っております。駐車場として運營業務、健康公園、草太園地、生涯学習のむら、夢千代館につきましては、受付案内、利用促進、施設管理をそれぞれ行っております。

4 ページでございます。直營業務といたしまして、リフレッシュ館では喫茶、物品・特産品販売、森林総合利用促進施設ではレストラン楓の運営、野外活動施設では物品販売、中山食堂の運営を行っております。メイプルセンター、夢千代館売店におきましては、物品販売を行っているところでございます。

次に、売り上げの内訳でございます。フロント部門から夢千代館まで、売り上げの合計といたしまして 1 億 4,366 万 7,151 円、指定管理料 5,852 万 3,186 円、合計 2 億 2 1 9 万 3 3 7 円となっております。

次に、5 ページでございます。取締役及び監査役、代表取締役社長、村尾之雄ほかごらんの取締役、監査役の役員で行っております。年度末の現在といたしまして、専務につきましては空席となっております。第 3 0 期末貸借対照表、第 3 0 期損益計算書、第 3 0 期剰余金の処分の件につきましては、次の決算報告書で説明をさせていただきます。

次のページから決算報告書でございます。

1枚めくっていただきまして、1ページでございます。貸借対照表、資産の部、流動資産、現金から預け金まで流動資産合計1億1,245万908円、固定資産、有形固定資産といたしまして、建物から器具備品まで有形固定資産合計86万6,426円、無形固定資産ゼロ円、投資等といたしまして出資金1万円、資産合計1億1,332万7,334円でございます。

2ページでございます。負債の部といたしまして、流動負債、未払い費用から未払い法人税等、流動負債合計1,790万5,127円。固定負債合計ゼロ円。純資産の部といたしまして、株主資本、資本金から繰越利益剰余金まで、株主資本合計9,542万2,207円。負債、純資産合計といたしまして1億1,332万7,334円でございます。

次に、3ページでございます。損益計算書、1、売上高、売り上げ、2億219万337円、売上原価、期首商品棚卸し高から期末商品棚卸し高までの合計、4,936万1,801円を引きまして、売り上げ総利益1億5,282万8,536円。次に、販売費及び一般管理費、販売・管理費といたしまして1億4,739万6,507円引きまして、営業利益といたしまして543万2,029円でございます。営業外収益、受取利息、受取配当金、雑収入の合計30万6,128円。営業外費用の雑損失1,700円を引きまして、経常利益573万6,457円となっております。

次に、4ページでございます。6、特別利益ゼロ円、7、特別損失ゼロ円、税引き前当期純利益といたしまして573万6,457円から法人税等148万793円を引きまして、当期純利益425万5,664円となっております。

次に、5ページでございます。販売費及び一般管理費の内訳をつけさせていただいております。役員報酬から雑費まで、営業管理費合計といたしまして1億4,739万6,507円となっております。

次に、6ページでございます。売り上げの内訳につきましては、営業報告のとおりでございますので省略をさせていただきます。仕入れの内訳でございます。フロント部門から夢千代館売店まで、仕入れ額合計4,879万8,495円、期首棚卸し339万5,557円、期末棚卸し283万2,251円となっております。

次に、7ページでございます。株主資本等変動計算書。当期末残高のみ読み上げさせていただきます。資本金、当期末残高2,000万、利益剰余金、利益準備金、当期末残高119万2,000円、その他の利益剰余金といたしまして別途積立金、当期末残高4,400万円、役員退職積立金、当期末残高80万円、繰越利益剰余金、当期末残高2,943万207円、利益剰余金合計、当期末残高7,542万2,207円、株主資本合計、当期末残高9,542万2,207円、純資産の部合計、当期末残高9,542万2,207円でございます。

8ページでございます。重要な会計方針に係る事項に関する注記と貸借対照表に関する注記といたしまして、ごらんとおりを記載させていただいております。

9ページでございます。中段に、監査を監査役2名によって行われたことを記載をしております。

10ページでございます。剰余金の処分について、役員退職積立金10万円、繰越利益剰余金10万円とすることを決めております。

以上、報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

5番、森田善幸君。

○議員（5番 森田 善幸君） 何点か質問させていただきたいと思います。

まず、入館者数ですが、前年で微増したということですけど、これはリフレッシュの入館者数です。例えば年間券等を利用して入った方は実数をカウントしてあるのかという点と、それから町外、町内の内訳等がもしわかれば教えていただきたいと思います。増加したということで、この辺、薬師湯が値上げを昨年したので、その辺のかかわりがあるのかなと思って、ちょっと分析したいのでそのあたりの数値を教えていただけたらと思います。

それから、駐車場のことについてですが、これの台数も、契約されてる部分もあると思うんですが、この辺はどういうふうにカウントされているのか、実際とめた分だけカウントしてるのか、それとも、月決めとかだったら毎日駐車というような形でカウントされてるのか、その辺の内容がもしわかれば教えてください。

それから、経費で地代家賃というのが出ておりましたけど、どこの部分の土地代なんでしょうか。そのあたり、わかれば教えてください。以上です。

○議長（中井 勝君） 岩垣商工観光課長。

○商工観光課長（岩垣 廣一君） リフレッシュの入館者数でございますけれども、カウントしている数字と聞いておりますので、年会費の方も入っていると理解しております。

駐車場の件でございますけれども、一応全体的に横ばい傾向でございます。駐車場についてはかなりの減数となっておりますけれども、平成28年度が建設業者の長期契約があって若干少し上向きになった数字と聞いておりますので、今回の29年度の減少は、全体としては横ばいという形の中の数字であると捉えております。

地代につきましては、今、手元の資料がございませんので、調べさせていただきます。

町内、町外の利用につきましても、細かい数字はちょっと手元の資料にはございませんので、調べさせていただきます。

○議長（中井 勝君） 5番、森田善幸君。

○議員（5番 森田 善幸君） じゃあ、また後で教えていただきたいと思いますが、それから駐車場のことですけど、契約の分についてはどのようにカウントされているのかという点、さっきも言いましたけど、例えば北駐で月決めとかされてる場合は、そこはもう毎日1台駐車というふうになっているのか、実際にやっぱりカウントされているの



か。それからリフのほうの駐車場についても、リフレッシュの利用者は無料なんですけど、その方たちがとめてるのも実際カウントされてるのか、あるいはほかの用事でとめられて有料になった分だけがカウントされているのか、そのあたりを教えてください。

○議長（中井 勝君） 岩垣商工観光課長。

○商工観光課長（岩垣 廣一君） 先ほど業者の利用がということでお話をしました。長期契約で28年度は契約されてたと聞いておりますので、月決めあるいは一定の長期契約も台数に含まれております。無料の分につきましては入っていないと考えております。

○議長（中井 勝君） 回答が出るまではお待ちください。

そのほか質疑があれば。

11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） 株式会社温泉町夢公社という形で温泉町という形の名称が残っているわけですが、いろいろな団体が、温泉町ってつけてた団体も町を除いて、例えば温泉何々とかいう形にされたりしてると思うんですけども、役員さんも、ぱっと私を感じる限りでは、旧温泉に住所を有しておられる方、このあたりについては町のほうでどうこうということはないと思うんですけども、合併して12年、こうしたような状況の中で、今後ともこの温泉町夢公社というものを維持しなければいけないのか、これを例えば新温泉町夢公社に変えていただくような働きかけというのはできないだろうか、このあたりについて今まで議論されたことっていうのはあるのかお聞きできますでしょうか。

○議長（中井 勝君） 岩垣商工観光課長。

○商工観光課長（岩垣 廣一君） 正式に今まで会社の中で議論をされたということは聞いておりません。ただ、担当として、そういうことがあるのでしょうかということはお聞きしました。今のところそういう提案を考えていないということでございましたので、今までも正式な議論はなかったと考えております。

○議長（中井 勝君） 11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） できれば議論をしていただきたいなと個人的には思います。

それともう一つ、駐車場の件なんですけれども、薬師湯の横に、ゆあむさんに上がる、上がると言って変ですけど、に向かっての坂道があって、その脇にかなりの車が駐車されてるんですけども、これは多分単純な違法というふうに認識はしてるんですけども、一般の方から見ても余り格好よくないなという中で、駐車場のあり方といいますか、要は公営の駐車場の利用の便宜さといいますか、そういったことについて、今後検討する必要があるのではないかなと思いますので、また協議の機会があれば御検討を希望します。

○議長（中井 勝君） 岩垣商工観光課長。

○商工観光課長（岩垣 廣一君） 薬師湯の横の町道のことだと思いますので、ちょっと

夢公社のことは若干関係はございませんけれども、いろんな質問の中で、そういったこともあわせて今検討しているということでございます。

- 議長（中井 勝君） また、河越議員、建設課の町道の関係で質問してください。  
（発言する者あり）  
暫時休憩します。

午前10時54分休憩

午前10時56分再開

- 議長（中井 勝君） 再開します。

そのほか。

9番、谷口功君。

- 議員（9番 谷口 功君） 簡単にお尋ねしますが、施設が老朽化している中で、その施設の改修について株主総会とか夢公社全体でどんな議論をなされているのか、あるいは今後の夢公社のありよう、今の施設を改修して同じことを今後もやろうと考えておられるのか、そういう将来のあり方についてもどのような検討をなされているのか、検討されているのかいないのかをまず教えていただき、されているのなら、その内容についてお聞かせいただきたいと思います。

- 議長（中井 勝君） 岩垣商工観光課長。

- 商工観光課長（岩垣 廣一君） 産建委員会の中でも若干似たような御質問はいただきましたけれども、夢公社そのもののあり方については、まだ検討はしておりません。ただ、改修費用がかなりの額に上ることがございますので、いろんな方面から利用についての検討が必要であるということで、早急にその検討に入りたいと思っております。以上でございます。

- 議長（中井 勝君） 9番、谷口功君。

- 議員（9番 谷口 功君） このたびも、例えば天井の張りかえ工事を一時延期せざるを得ないというような状況もあったように、施設の老朽化はもう歴然としていると。その単独の工事だけではだめだというような経過の中で、延期せざるを得ないという事態が生じているにもかかわらず、その展望も持っていない、あるいは夢公社そのものの将来展望も議論もしていないと。これ会社として、そんなあり方でいいんですか。もしそういうことが議論の対象になっていないのなら、行政としてもきちんと指摘をして、やはり議論を開始して、むしろもうぼちぼち結論が出てもいい時期に来ているのではないかと。何か、この営業報告書の冒頭は国際情勢を反映して非常に客観情勢厳しいという認識を示しておきながら、みずからの状況においては全く検討もしていないと。厳しさを履き違えているのではないかと思うほど、本当にこれで株式会社ですかと言いたくなるような状況ではないんでしょうか。自滅の道を歩む会社と言わなければならないのではないかと思います。もし答えられないんだったら、こっちで答えても

らってもいいけど。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） このリフレッシュ、30年以上ということで本当に施設の老朽化、このままでいいのかということで、課題が多いと考えております。リフレッシュの社長さんとは時々お話をしております。抜本的な施設のあり方、今回、屋根、天井の改修ということで予算を組ませていただきました。一方で、天井だけではだめだと、周辺の改修も必要になってくると、この際全体的な見直しをする必要があるということで、今回、予算の見直しといたしますか、計画の見直しを予定をさせていただきました。将来の方向ということで、ピークの12万人近い入館から6万8,000ということで、約半減というのが実態だと思っております。施設全体の大きさ、それから使われている設備の現状、こういった中で、従業員も大幅に減って、現在、正社員が14名ということで、かなり経営努力はされて営業努力の結果、利益を少し出しているというのが実態であります。村尾社長ともお話をする中で、全体像のあり方、今後のあり方を再検討する時期に来ているというのは議員おっしゃるとおりだと思っております。今後、リフレッシュの社長、それから経営権51%は町が持っております。今後の経営形態、事業の内容についてもより一層、厳しい背景もありますので、論議をして、一定の方向を出していきたいと思っております。

○議長（中井 勝君） 9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） 問題は、結局51%の経営権を町が持っているということから、依存体質が今日まで存在しているということは当然であろうかと思うんですね。だからこそ、行政が方針を明確に持たなければ、この会社は本当に大変な状況になっていくということだと思うんですね。ですから、行政が単独で方針を決定することはできないと思いますが、よく話し合いをして、本当に今後どうしていくのかということを決めなければ、私は湯村温泉の観光をリードする中核的な施設、位置づけであると思うんです、夢公社の存在というのは。その持っている責任というのは非常に大きなものがあると。それだけに、やはりしっかりした展望、方針を示す必要があると思うんです。ぜひ先延ばしにしないで着手してもらいたいと思いますが、いかがですか。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 経営のあり方のみならず、健康の施設として、健康と福祉の中核的な施設として、これまで運営はなされております。全体を見ながら、リフレッシュ経営者と改めて方向性を早期に打ち出すようにやっていきたいと思っております。

○議長（中井 勝君） 8番、小林俊之君。

○議員（8番 小林 俊之君） 1点、社名についてお尋ねをいたします。

先ほど社名についての変更の提起がございました。課長はしたことはない、議員からは提起をするようにしていただければありがたいというようなニュアンスでしたけれども、私はそうではなくて、思い切って提起をして社名変更すべきだということに強く

思います。といいますのも、もう温泉町は既にございません。新しい名前で町がスタートをしております。

それと、今、谷口議員の発言にもありましたように、ある意味で大きな転機を迎えています、いろいろな部分で。町長もかわりました。今がちょうど社名を変えるいい時期ではないかなと思いますので、リフレッシュ夢公社という名前がいいというわけじゃないですよ。リフレッシュの意味も含めて、名前を変えて、いろいろな意味で新しいスタートを切るというのはいかがでしょう。町長にお尋ねします。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） いい御提案だと思っております。リフレッシュの経営陣とも相談をさせていただきたいと思います。

○議長（中井 勝君） 15番、中村茂君。

○議員（15番 中村 茂君） この夢公社に関しては、一般質問もさせていただきました。そういう中で、今の議論の中でもありました社名については、かつて議論をされたと思います、公社の中で。その辺はやっぱり確認しておいてください。

無策な会社という、僕は認識は持っておりません。常に行政と直に協議しながら、2分の1以上ある、町が持つておるといことがあったり、また専務が会社の重役を占めてる、そういう中でかなり突っ込んだ議論はしてきた経過があると思います、それは間違いなしに。

そういう中で、今回一般質問でも少し言ったんですけど、会社としてはみずからの積立金を拠出してでも、施設改修なり今後の会社のあり方を考えたいというような姿勢を持つてるにもかかわらず、行政のほうがそれを、積立金の寄附は受け付けないとか、そんなことが現実としてあるんですよ。株主総会の中では、何とかせんかいなど、今回の工事でもそうですよ。株主総会の中で社長がみずから訴えた。こんなことで、会社の経営と、施設を持つてる町の思いというか、方向が全く食い違ってる。だから、これは会社のみせいじゃなくて、僕は、逆に行政のほうが一体この施設をどうするんだと、持ち主は町ですからね。そういう部分では、その辺の方向づけが本当議論が進んでない。課題、問題点はあるけど、議論が進んでない。これ、現実だと思いますよ。ですから、ぜひ一緒になって、そのための第三セクターであると思いますし、もっと行政の行政たる責任を追及する中で、やっぱり夢公社を取り込んでいくってというような姿勢で、この件に関しては向かってほしいなど、そういうちょっと要望と、僕の認識における会社のいろんな前向きな議論、それについてちょっと申し上げました。ぜひ真剣に、いつも真剣だと思うんですが、前向きな協議、調整、こうするという方針を温泉天国の中でもしっかり、ぜひ早期に出してほしいなど、要望含めて申し上げておきます。

○議長（中井 勝君） 岩垣商工観光課長。

○商工観光課長（岩垣 廣一君） 夢公社と一緒に綿密に協議を重ねて、方向性を立てていきたいと思っています。

○議長（中井 勝君） そのほか。

ここで暫時休憩します。

午前 11 時 08 分休憩

午前 11 時 10 分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） リフレッシュの経営陣の方向性、改めて確認する中で、方向性  
きっちりと決まった段階で御報告をさせていただきたいと思っております。

○議長（中井 勝君） 専務就任はいいですか。

岩垣商工観光課長。

○商工観光課長（岩垣 廣一君） 専務につきましては、30期の表の時点、4月の時点  
では空欄になっておりますけれども、その後の5月の株主総会で、田中副町長が就任と  
いうことで決定をしているところでございます。

それと、あわせて、先ほど森田議員の御質問の中で答弁ができない部分がありま  
した。

まず、土地代についてでございます。リフレッシュ館の喫茶部門を地代、家賃として  
78万3,160円、レストラン楓の部分といたしまして33万4,680円、リフレッ  
シュ館の楓の倉庫、休憩所として利用しておりますけれども、その部分として2万4,1  
44円がございますので、この部分が地代を含めた家賃としていただいているものでご  
ざいます。

次に、町内利用、町外利用のお話がありました。町内の利用といたしまして、リフ  
レッシュ館の町内が3万9,007人でございます。以上でございます。

○議長（中井 勝君） そのほか質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

それでは、これをもって質疑を終結し、報告を終わります。

---

#### 日程第5 議案第40号

○議長（中井 勝君） 日程第5、議案第40号、兵庫県市町交通災害共済組合規約の  
変更についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、交通災害共済期間を平成32年3月31  
日までとすることに伴い、地方自治法の規定に基づき規約の変更を御提案申し上げ、議  
会の議決をお願いするものであります。

内容につきまして、町民課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 谷田町民課長。

○町民課長（谷田 善明君） 兵庫県市町交通災害共済組合規約の変更について御説明申し上げます。説明の都合上、審議資料3ページをごらんください。

最初に、1番の組合についてでございます。現在、豊岡市を初めとして本町を含む7市12町で構成いたします兵庫県市町交通災害共済組合は、交通災害共済事業に関する事務をとり行っているところでございます。

2番の規約変更の経緯でございます。近年、交通災害共済への加入人員の減少に歯どめがかからず、直近の約10年においては、毎年多額の基金取り崩しが避けられない厳しい事業運営状況が続いています。このため、平成29年度中に全構成市町による検討委員会において協議した結果、行政が実施する交通災害共済事業としては一定の役割を終えたとの判断から、交通災害共済期間を平成31年度までとし、平成33年度末をもって兵庫県市町交通災害共済組合を解散することで合意を得たところでございます。

次に、規約の変更内容でございます。審議資料の2ページをごらんください。新旧対照表をつけております。組合規約第3条、組合の共同処理する事務におきまして、「組合は、交通災害共済事業に関する事務を共同処理する。」の文言に続きまして、「ただし、平成32年3月31日までに共済期間が終了するものに限る。」というただし書きを加えるものでございます。

次に、議案本文に返っていただきまして、附則といたしまして、この規約は兵庫県知事の許可があった日から施行するとするものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） ちょっとお尋ねいたしますが、これまでこの交通災害共済の収支状況なり、そういうようなのが出てましたか。何かここに文書では、近年、取り崩しですかね、こういった基金の取り崩しが避けられない厳しい事業運営状況ということで書いてあるわけですけども、要は加入者も減っていると、この実態をちょっと教えてくださいな。どういうあれになって、今回もうやめようという話になってるのか。具体的な内容をわからずに、はい、もうこういうことですからって言って、ただ言葉だけで、わかりましたっていうわけにいかないと思うんですけど。

○議長（中井 勝君） 谷田町民課長。

○町民課長（谷田 善明君） まず、議案の説明資料等につきましては各構成市町共同のものを議会に提出させていただくということで、7市12町共通の提案理由となっております。

今御質問がございました状況でございます。現在、まだ決算ができてない状況なんで

すが、平成29年度で加入者が13万4,000人でございます。平成18年の加入者が31万1,917人というようなことでして、大幅に減少してるというような状況でございます。また、現在、平成29年度末、まだ決算が締められていない状況なんですけど、今、組合で予定しています期末残高が9億1,500万でございます。今後、毎年8,500万から9,000万の減少、一般会計への基金からの繰り入れをしなければ支払いが行えないという状況になっております。そういう中で、平成33年度末をもって組合を解散させるために、平成31年度で組合の受け付けを終了するというところでございます。

あと、この全体のシステムを維持する加入者の管理システムの更新に係る年が平成34年にやってまいります。平成34年に、現在、共済組合で使っておりますシステムを更新しなければならないということで、多大な資金投入が必要になるということもあわせて、トータルで考えまして、平成33年度末をもって組合を解散させるためには平成31年度までの加入とすると。支払い期間が2年間ございますので、31年度の加入をした方への支払いで2年間必要というようなことでございます。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） それは解散をするっていうことの意味でしょうけども、これまでにこういう、今、課長が説明されたような状況の資料が議会に提出されてましたか。私はなかったと思うんです、そういうことは。そういうもんを示しもせずに、あとの期末残高だとか、そういうもんが残ってるような、9億ですか、9億何がしが残ってるっていう話ですけども、その処分なりそれなりはどうするのかとか含めて必要になってくるんじゃないですか。これだけの自治体に関係してるわけですから、当然そういう説明資料なりそれなりがあって当たり前だと、単なる言葉の、それで町民課長は説明して数字を言われましたけども、実態がどうなったのかもさっぱりわからない状況です。加入業務はやってるのは知ってます。けども、それがこういう状況ですと、したがって、これについては、収支でいえば何年度には本当に、また別な、町なら町とか自治体の会計から持ち出さんなんか、そういったところ全然わからないので、そもそもこれまで出てましたか、資料が。

○議長（中井 勝君） 谷田町民課長。

○町民課長（谷田 善明君） 今まで決算の内容につきましては御報告させていただいてないと思いますが、加入状況等につきましては以前させていただいたことがあるんじゃないかなと思いますが、ちょっと確認いたします。

○議長（中井 勝君） あと、まだほかにも言ったよ、残金の処分とか。

○町民課長（谷田 善明君） 残金の処分方法につきましては、解散が決まりましたから、昨年、検討委員会を立ち上げてまして、おおよその方向性は出しているというような状況でございます。一定の均等割と、それから、あと累計加入人数をもとに基金の配分を行ってこうというようなことを昨年話し合われております。以上です。

○議長（中井 勝君） 資料は出してないの。

○議員（6番 中井 次郎君） 資料は出てるのかって、これまで全部出してたんですか、決算のときに。

○町民課長（谷田 善明君） お出ししてないと思います。

○議長（中井 勝君） 6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） そういう状況で、これ、町民にも大変影響の出る問題なんです。ただ一方的に議会がそれを認めて、はいって言ってね、解散できるものなのかどうなのか、知事が認めた場合ということですけど。だけど、本当にそういう状況がきちり加入者なら加入者に示されて、具体的にこういう状況だから、今は加入よりも恐らく災害を負われた方に支払うほうが多いとか、そういう話だと思うんです。だけど、何の資料も示されずに、これは解散していいですよっていうわけにいかないと思うんですけど。せめてそのぐらいのことはきちりしてほしいなと思う。何の資料も示さずにとただ口頭で説明して、何年間あれしてきましたけどっていう話にはならないと思うんですけど、その点はいかがですか。ぜひ資料も示してほしいけど。

○議長（中井 勝君） 谷田町民課長。

○町民課長（谷田 善明君） 後刻ちょっと共済組合から資料を取り寄せまして、お示しさせていただきますと思います。

○議長（中井 勝君） 課長、今審議しとるから、後刻っていうことは、採決も後刻するのかな。採決するまでに資料がないと、判断基準ができないよ。（発言する者あり）  
暫時休憩します。

午前 11時 26分 休憩

午後 1時 00分 再開

○議長（中井 勝君） それでは、休憩を閉じて会議を再開します。

答弁漏れがありましたので、再答弁を。

谷田町民課長。

○町民課長（谷田 善明君） 兵庫県市町共済組合の決算の、まず推移についての資料でございます。1ページ目をごらんください。

県内、組合全体の資料でございます。先ほども説明させていただきましたが、18年から28年度までが実績となっております。18年の加入者が31万1,917名で、そのときの期末残高が13億9,233万416円となっております。下段が加入状況及び基金の設立基金残高推移予測でございます。組合が作りしました推移予測で、29年度、まだ締まっておりませんが、加入人数で13万4,000人、期末残高の予定が9億1,501万5,292円と。円のほうは見込みですので、見舞金額等は確定の数字になってないというようなことでございます。それが、この表を見ていただきますと、加入人員、それから加入率ともどんどん減少していく、また期末残高もどんどん減っていくという表でございます。



それと、説明の途中で説明させていただきましたが、平成24年、29年、34年の一番下の備考の欄なんですが、加入者の管理システムというのを更新するというようなことで、この年度を越えるためには、加入者促進のために多大な事務費用がかかるというようなことでございます。それが加入者の状況と決算の推移についてでございます。

また、町内につきましては、裏面2ページをごらんください。交通災害共済加入者数及び給付についてで、新温泉町分、ちょっと平成21年からしか資料がございませんでしたので、21年から29年までの9年間となっております。21年、加入者が8,959名であったものが、平成29年度末で5,765名となっております。給付件数及び給付金額につきましては、それぞれ上がったり下がったりはしておりますが、こういうような実績となっております。たまたま29年度は多いというふうにはなっております。

それから、基金の配分の考え方についてでございます。設立基金の配分につきましては現在の本組合構成19市町に配分することとし、設立基金残額のうち30%相当額を均等割とし、残額を現在の構成19市町である平成20年度から29年度末までの10年間の累積加入人数による割合により配分することといたしましたということでございます。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 課長、これは昼休みにつくったんですか。

○町民課長（谷田 善明君） はい。

○議長（中井 勝君） 全て、資料。

○町民課長（谷田 善明君） 2ページ、あと全て昼休みに打ちました。

○議長（中井 勝君） いや、1ページ。

○町民課長（谷田 善明君） 1ページはちょうど向こうからの資料が来てたので、それをコピーいたしました。

○議長（中井 勝君） きょう来たわけじゃないですよ。

○町民課長（谷田 善明君） きょう、この資料は届いてたので。

○議長（中井 勝君） きょう来たんですか。

○町民課長（谷田 善明君） はい。きょうというか、この資料はきょう届いた。

○議長（中井 勝君） いや、先ほど配付した資料ですよ。

○町民課長（谷田 善明君） これはきょう届いた資料ですが、1ページ目の原本については検討時、きょう届いた資料ではございません。以前から、以前というか、来てた資料でございます。

○議長（中井 勝君） いや、それが聞きたかったんです。何で委員会にも資料提出せずに、議員また委員会での委員の質問に対して口頭ばかりで説明してましたけども、最低限これぐらいの資料は必要でしょう。規約を変えるんですよ。条例を変える、規約を変える。ぜひ、町民課長に限らず、各担当課、十分な資料提供していただかなくちゃ、全て口頭でやろうやろうしてますけども、言われんと出さんというような体質はよくないですよ。しっかりと準備をして検討材料を提出するように、特に注意しておきます。

そのほか質疑あれば、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） それでは、質疑を終わります。

お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決をいたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 議案第41号

○議長（中井 勝君） 日程第6、議案第41号、新温泉町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、職員の不祥事に対し、管理者としてみずからを律するため、条例の制定を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、総務課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 仲村総務課長。

○総務課長（仲村 秀幸君） それでは、御説明いたします。

提案理由にございます職員の不祥事につきましては、今議会の総務教育常任委員会で資料を提出しておりますが、概要につきましては、平成29年11月27日月曜日でございます。午後6時42分ごろ、新温泉町浜坂地内の国道において、本町職員である課長補佐が勤務を終えて自家用車で帰宅途中に道路横断中の女性をはね、死亡させた事件でございます。その後、本年に入りまして4月の24日に裁判所から略式命令が出され、これを受けて、5月2日に職員分限・懲戒審査委員会を開催しております。審査の結果、平成30年5月9日付で次の処分を決定しております。

処分該当職員につきましては、停職20日。それから、この職員の所属課長は文書による嚴重注意。それとあわせて、教育長、口頭注意、総務課長、私が口頭注意ということでございます。

この処分の根拠につきましては、地方公務員法によるものということでございます。この処分の判断材料としましては、職員の懲戒処分の基準に関する内規に照らし合わせて、判決の結果を踏まえ、さらに県下の類似事例を一つの参考として決定をいたしております。

条例本文でございますが、この職員の不幸事につき、みずから町長に係る給与月額を平成30年7月から1カ月に限り66万2,400円とするとしており、給料10分の1の減額を1カ月という内容でございます。したがって、附則として、この条例は平成30年7月1日から施行し、同年7月31日限り、その効力を失うとしておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） いたし方ないかなと思うんですけども、今回の事故なりの、もう二度と起こさない、あんまりあっても困るわけですけども、その教訓たるやはどうのように考えておられるか、その点をお尋ねいたします。

○議長（中井 勝君） 仲村総務課長。

○総務課長（仲村 秀幸君） 一部説明が不足しておりました。その事故を受けましてどういうふうに対処したかということでございますが、12月の4日に改めて交通法規遵守の徹底ということで職員全員に通知をいたしたことで、それから12月の25、26と職員の交通安全講習会ということで、美方警察署の課長さんに来ていただいて研修を行ったということでございます。それとあわせて、本年度に入りまして、4月から交通法規のいろんな注意点について、月に1回、管理職会議のたびに所属課長を通じて職員に二度と事故を起こさないようにということで、注意点やらを周知徹底いたしておるところでございます。

これまでいろんな、公務中、公務外を含めて事故を報告させていただいておりますが、少しでもこういった事件、事故がないように、今後も努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） その点わかりました。

この事故の当日、特にあの現場付近、多分死亡事故が起きたら警察関係者やら、国交省の職員ですか、この場合は土木の職員になるかもわからんですけども、当然現場を見て、なぜこういう事故起きたのかという、例えば照明の問題だとか、そういうことが出てくると思うんですけども、町民の方から指摘があるのは、あそこの付近は、やっぱりこの南線自体が夜、照明がなくて暗いと。そういったところからさっと出てくれば、当然誰でも急ブレーキ踏んだりとか当たりそうになるとか、そういうことも、こういう環境ですか、こういうことについてはどのように考えておられますか。当然、そのことについて手を打たなあかんのですけどね。

○議長（中井 勝君） 仲村総務課長。

○総務課長（仲村 秀幸君） このたびこの事故の起こった場所というのは、浜坂の駅裏の国道なんですけども、近くに横断歩道があったということですが、被害者の方はその

横断歩道上を横断してなかったということが一つ。それから、当時、時間がちょっと遅くて薄暗かったということでございますが、この職員につきましてはハイビームで走行してなかったということで、そういったことが一つの原因になろうかなと思います。ですので、改めて職員にも言っておりますが、通常はハイビームが基本だということですので、そういったところで、もしそういうふうにしていればということもありますし、改めてそういった交通ルールといいますか、そういうものを気をつけるようにということと言ったところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようであります。

質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 議案第42号

○議長（中井 勝君） 日程第7、議案第42号、新温泉町税条例等の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、税務課長が説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 長谷阪税務課長。

○税務課長（長谷阪 治君） それでは、まず、新旧対照表の条立てについて説明をさせていただきますと思います。審議資料の4ページ、新旧対照表を見ていただきたいと思います。

今回の一部改正では、4ページの左肩、第1条関係から最終35ページの左肩に第6条関係というふうにあります。ここまでの6条立てでの改正ということにしておりまして、第1条関係では、平成30年度の税制改正の内容を改正いたしまして、その中で、年次的な改正があるものは30ページの第2条関係から先ほどの35ページの第6条関係まで、年次的に改正を行うというものでございます。

それでは、今回の税条例の改正内容について説明をさせていただきますと思います。

審議資料の 37 ページをお願いします。一部改正の概要についてでございます。

この資料の記載についての説明をさせていただきますと、例えば 1、町民税関係で、改正条例第 1 条と記載しておりますのは、新旧対照表の先ほどの 4 ページからの第 1 条関係に改正の内容が載っているという意味でございます。その下に①とありますが、①のところをかぎ括弧で、第 24 条第 1 項第 2 号とありますのは、これは新旧対照表の条項を示しております。また、その下に施行日がございます。この施行日はその条項の施行日ということになります。それで、このページの一番下、⑥がございます。⑥のように施行日の記載のないものは、公布の日から施行という意味でございます。この後の説明では、新旧対照表の条項と施行日につきましての読み上げは省略をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。また、一部改正の概要で説明した内容につきましては、新旧対照表での説明は省略をさせていただきます。

それでは、まず 1 つ目、町民税関係の改正で改正条例第 1 条に規定する内容でございます。町民税関係の改正では、働き方の多様化を踏まえ、特定の働き方だけでなく、さまざまな形で働く人を応援し、働き方改革を後押しするという観点から、給与所得控除・公的年金等控除の制度の見直しを図りつつ、一部を基礎控除に振りかえるなどの対応を行うというものでございます。

その下、①です。①は、障がい者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する町民税の非課税措置の所得要件を引き上げる規定を整備するものでございまして、125 万円から 135 万円に引き上げて、対象者の拡大を図るものでございます。

次に、②でございます。控除対象配偶者の定義の変更に伴いまして、同一生計配偶者に改正をするもので、この内容につきましては、昨年 of 税制改正で示された定義の変更を平成 31 年の 1 月 1 日からの施行にあわせて改正するものでございます。

次に、③でございます。③は均等割のみを課する者の非課税限度額を 10 万円引き上げ、非課税の範囲を広げる改正を行うというものでございます。

④です。④は基礎控除の見直しでございます。高所得者にまで税負担の軽減を及ぼす必要に乏しいとの理由から、合計所得金額が 2,500 万円 with 基礎控除が消失する所得要件を整備するものでございます。

⑤は調整控除の見直しで、基礎控除の見直しと同様に、合計所得金額が 2,500 万円 with 調整控除が消失するという所得要件を整備するものでございます。

次に、⑥は内国法人の外国関係会社等に係る所得の課税の特例ということで、この課税の特例は外国子会社合算税制というものがございまして、その見直しを行うという規定になっております。外国子会社合算税制といいますのは、日本の企業が税金の安い、または課税のない国に子会社を設立して税の軽減や税を免れようとすることに対応する制度で、外国の子会社の収益の一部分を親会社の収益とみなして課税をする制度ということになります。今回、国では、合算対象とされた税を法人税、地方法人税から控除する規定を整備をします。町の税条例では、その法人税、地方法人税から控除し切れなか

った額を法人町民税から控除するという規定を整備するものでございます。

次に、38ページをお願いします。⑦でございます。⑦は大法人の法人住民税等に係る電子申告の義務化ということでございまして、資本金が1億円を超える内国法人に対して、納税申告書などの提出については、電子情報処理組織、eLTAxを使用して行う方法を義務づける規定を整備するものでございます。

次に、⑧でございます。⑧は法人町民税の延滞金の特例でございます。法人税の確定申告の提出期限の延長の特例ということがございまして、これの適用がある場合における法人町民税の延滞金について規定をするというものでございます。ここにあります法人税の確定申告の提出期限の延長の特例といいますものは、災害等やむを得ない理由により決算が確定しない場合とか、会計監査人の監査を受けなければならないことにより決算が確定しない場合などでありまして、この場合、申告書の提出期限は延長されても納期限は延長されないため延滞金は必要となりますが、この場合の納期限から修正申告や増額の更生までの期間を延滞金の計算期間から除くという規定を整備するものでございます。

次に、その下、2の町たばこ税関係の改正で、改正条例第1条から第6条に規定する内容でございます。ここでは、たばこ税の見直しと加熱式たばこの見直しとありますので、それを分けて説明をさせていただきます。

(1)たばこ税の見直しについてでございます。国と地方のたばこ税の配分比率1対1を維持した上で、地方のたばこ税率を平成30年10月1日から3段階で国と地方を合わせて1本当たり1円ずつ、計3円引き上げるものでございまして、その下の表の計の欄のとおり、平成30年の10月1日から3年かけて1,000円ずつ、1本当たり1円ずつ引き上げていくということになります。

①は課税区分の新設ということで、この内容は新旧対照表で説明をさせていただきます。②は町たばこ税の段階的引き上げということで、その下の表のとおり、平成30年10月1日から3年かけて引き上げていくということになります。

次に、39ページをお願いします。③は町たばこ税に関する経過措置の改正ということで、平成27年度の改正において講じた旧3級品の紙巻きたばこに係る税率の経過措置を法律改正に合わせて半年延長するというものでございます。

その下に、参考ということで、法改正による税率の推移、1,000本当たりということをつけておりますが、見ていただいたとおり、今回の法改正により旧3級品以外と旧3級品の税率が、この表の真ん中辺、平成31年10月1日から同じになるということでございます。

次に、(2)加熱式たばこの課税方式の見直しについてでございます。加熱式たばこに係る課税方式を重量と価格をあわせて紙巻きたばこの本数に換算する方法に見直して、平成30年の10月1日から5年かけて段階的に移行するというものでございます。

②を見ていただきますと、その下にア、イってありますが、アが重量の換算方式、

イが価格の換算方式でございます。このアとイをあわせて1本とするというものでございます。現行の換算方法は、この表の下に記載しておりますとおり、重量1グラムごとに紙巻きたばこの1本に換算するという方法で行われておりまして、その方法を段階的に改正していくというのがこの表ということになります。この表を見ていただきまして、第1段階とあります。この第1段階の改正は第1条関係に記載をしております。第2段階の改正は第2条関係というふうに、第5段階、第5条関係まで年次的に改正をしていくというものでございます。

次に、40ページをお願いします。3の固定資産税関係の改正で、改正条例第1条から第2条に規定する内容でございます。(1)では、特定再生可能エネルギー発電施設の特例措置で、わがまち特例の規定を整備するものでございます。この①から③までのそれぞれの発電施設に係る固定資産税の課税標準の軽減特例措置について、その対象資産の取得期限を平成32年3月31日まで2年延長するというものでございます。適用期間は、新たに固定資産税が課される年度から3年度分ということになります。

まず、①は水力発電設備、地熱発電設備、バイオマス発電設備で、それぞれ記載の出力の設備につきまして、固定資産税の課税標準となるべき価格に乗じる特例割合を3分の2とする規定を整備するものでございます。次に、②は太陽光発電設備、風力発電設備で、それぞれ記載の出力の設備について、先ほどの特例割合を4分の3とする規定を整備するものでございます。③は水力発電設備、地熱発電設備、バイオマス発電設備で、それぞれ記載の出力の設備について特例割合を2分の1とする規定を整備するものでございます。

その下の(2)は、生産性改革の実現に向けた中小企業の設備投資を推進するための特例措置でございまして、新たにわがまち特例として規定を整備するというものでございます。生産性向上特別措置法の規定によりまして、町が作成した計画に基づいて、中小企業が行った一定の設備投資に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に乗ずる特例割合をゼロとするという規定を整備するものでございます。適用は平成33年の3月31日までということになります。特例割合をゼロとする理由といたしましては、設備に係る固定資産税の特例をゼロとしたその町の事業者が国の経済産業省が所管する補助事業に応募する場合、補助金の採択に加点があるということで事業者が有利になるということとございまして、特例割合をゼロとするものでございます。

次に、41ページをお願いします。(3)でバリアフリー改修が行われた劇場等に係る税額の減額措置ということで、バリアフリー改修を行った劇場、音楽堂などについて、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に町にその旨を申告したものに限り、改修工事が完了した年の翌年度から2年度分の当該家屋に係る固定資産税を、そこに記載の割合の金額、それを減額するという規定を整備するものでございます。

最後に、(4)の土地に係る固定資産税の負担調整措置の延長ということで、平成30年度の固定資産税の評価がえに伴いまして、土地に係る固定資産税の負担調整措置を平成

30年度から平成32年度まで3年間延長するというものでございます。

以上、今回、税条例の一部改正の概要について説明をさせていただきました。

次に、一部改正の概要に載せてないものを新旧対照表で説明をさせていただきたいと思っております。新旧対照表の15ページをお願いします。その15ページ、改正案です。第92条では、喫煙用の製造たばこの区分として加熱式たばこの区分を新たに規定して、区分を整理するというものでございます。

その次、次のページ、16ページでございます。16ページの第94条第2項のその表です。これは先ほどの第92条の表に合わせて区分の順番を整理し直したというものでございます。

次に、21ページをお願いします。21ページの上のほうでございます。附則の第5条でございます。これは所得割の非課税限度額を10万円引き上げ、均等割と同じく非課税の範囲を広げる改正を行うものでございます。このページの中ほど、第10条の2第1項の改正は、わがまち特例の改正でございます。これは公害防止用設備の特例割合を法律改正にあわせまして2分の1とするというものでございます。

次に、22ページ、次のページの中ほどの第10条の3、各号の規定、これが25ページまであるわけですが、これにつきましては、新築家屋の減免措置と耐震改修が行われた住宅等の減免措置の適用期間を、平成32年3月31日まで延長するという規定の改正を行うというものでございます。

次に、29ページの一番上です。これは附則の第15条でございます。これは特別土地保有税の課税の特例を3年間延長するという規定でございます。

以上で、その他の新旧対照表の条項につきましては、字句表現の修正であったり法改正による条ずれ、読みかえ規定等の改正でございますので、この後、御清覧をいただきたいと存じます。

それでは、議案に戻っていただきまして、附則について説明をさせていただきます。議案第42号のページから5枚めくっていただいたページの中ほどになります。附則ということで、施行期日とあります。これで、第1条は、この条例は公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するということで、(1)の第1条から次のページの(9)の第9条まで、それぞれ改正条項の施行日を規定しております。第2条は町民税に関する経過措置、このページの中ほど、第3条は固定資産税に関する経過措置、第4条は町たばこ税に関する経過措置で、平成30年10月1日以前のたばこ税の従前の例による規定ということです。第5条は手持ち品課税に係る町たばこ税で、販売店等が平成30年10月1日までに所持していたたばこは、平成30年10月1日改正のたばこ税を適用するという規定でございます。

ページをめくっていただきまして、右のページです。第6条、第7条は、平成32年10月1日までのたばこ税の経過措置、めくっていただきまして、また右のページです。第8条、第9条は、平成33年10月1日までのたばこ税の経過措置ということで定め



ておりますので、御清覧をいただきたいと思います。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。

9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） 個人所得課税の見直しについて改めてお尋ねをしたいと思います。給与所得控除、あるいは公的年金控除が10万円減らされて、そして個人住民税の基礎控除額が33万円から43万円へ引き上げられるという、10万円の移動ですね、単純に言えば。これが、対象になる所得階層別に見ると、結果としてどういうことになるのでしょうか。

それから、同じように給与所得控除の、いわゆる現行上限220万円が195.5万円に下げられると、これについても、どういうことになるのでしょうか。

○議長（中井 勝君） 長谷阪税務課長。

○税務課長（長谷阪 治君） 給与所得控除、公的年金の控除が10万円減額になると、で、基礎控除が上がっていくということで、基本的には給与所得控除などは欧米のほうの先進国と比べても控除が高いということがございます。公的年金控除につきましても、年金以外の所得がある方、そういう方も今の現行では同じふうに控除を受けられているということがございますので、そこら辺の先進国と同じく給与所得控除はしていく。年金につきましては、年金以外や年金でも高所得がある方については引き下げていくということでございます。その分を基礎控除に振ることによりまして、家庭内で子育てをしながら仕事をされる方とかフリーランスの方とか、そういう方、社会全体的にその控除を広げていくということでございます。今回の税制改正によって、30年度の地方税の収入見込み額ということで、国全体で計算したので、市町村民税のうち所得割が8%ほどふえると、法人税割が2.4%ほどふえるという資料をいただいております。

次に、先ほどありましたように、220万が195.5万円になってくるということで、先ほども説明させていただいたように、子育ての世帯とか介護世帯には負担増が生じないように、これについても措置をしていくということでございます。以上です。

○議長（中井 勝君） 9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） 最後に答えられた、影響がないように措置をするということが大事ではないかなと思うんです。具体的にどんな措置があるのか。

それから、結局、給与所得の控除の上限額が1,000万円から850万円に下げられるわけですね、先ほど言った上限額220万円が195.5万円に下げられると。結局、中間所得層といいますか、サラリーマンで中間層が大きな影響を受けるということになって、階層ごとの対立関係が生じるのではないかというふうに思いますので、先ほど説明された措置が非常に重要になるのではないか、丁寧な対応が求められるのではないかと思います。改めていかがでしょうか。

○議長（中井 勝君） 長谷阪税務課長。

○税務課長（長谷阪 治君） 確かに、現在控除を受けておられる方の中で非常に高所得の方については、先ほど説明したような基礎控除の額を下げていくということがございます。その場合についても、先ほど言いましたように子育ての世帯や介護世帯には負担増が生じないように措置をするということで、その中でも、先ほど言われましたように850万円を超えるという所得割の納税義務者でも、年齢が23歳未満の扶養親族を有する者であるとか、特別障がい者に該当する者で特別障がい者である同一生計配偶者、扶養親族を有する者という方には影響がないように措置を講じていくということでございます。以上です。

○議長（中井 勝君） よろしいですか。

そのほか質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8 議案第43号

○議長（中井 勝君） 日程第8、議案第43号、新温泉町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、国民健康保険制度改革に伴う改正、地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴う改正及び平成30年度国民健康保険税率の改正を行うため、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、税務課長が説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 長谷阪税務課長。

○税務課長（長谷阪 治君） それでは、議案第43号、新温泉町国民健康保険税条例の一部改正について御協議させていただきます。

それでは、説明の都合上、審議資料の51ページをお願いします。51ページは、新温泉町国民健康保険税条例の一部改正の概要についてということですのでつけさせていただきます。

ております。そこに、1つ目、国民健康保険制度改革に伴う見直しということで、国民健康保険の制度改革によりまして、町は県へ納付金を納付し、県から保険給付に必要な費用を町へ交付するという、そういう仕組みとなるための定義を改正するというもの。

次に、平成30年度から県が国保の財政運営の主体となる準備として、平成28年度から平成29年度にかけて段階的に引き下げてきた資産割を廃止して、所得割、均等割、平等割の3方式とするというものでございます。

まず、平成30年4月から始まりました新たな国民健康保険制度につきまして触れておきたいと思います。次のページ、52ページの資料で説明をさせていただきます。この資料は、平成30年3月の環境福祉常任委員会の資料として健康福祉課が提出したものと同一のものでございます。

まず、一番上です。国民健康保険の運営に都道府県が加わりますということで、その下にありますように、平成30年度からは県と市町が共同保険者となって運営をしていくことになるということでございます。

その下、なぜ国保制度の見直しが必要なのかということで、国保を運営していくには、リスクの高い小規模な市町が多いということ、保険税負担が重いということ、そういう構造的な問題を抱えているということがございます。財政運営を都道府県単位に拡大して安定した制度としていくというものでございます。

次に、国保運営に県が加わると保険税はどうなるのかということで、現在それぞれの市町で異なる保険税を、これを市町間で支え合って、全県で同じ保険税水準に近づけていくということでございます。

新しい制度における県と市町の役割でございますが、県は、財政運営の責任主体となり、保険給付費等交付金を市町へ支払うこととなります。市町は、国保事業費納付金を県に納付して、県が決めた標準保険税率等を参考に保険税率を決定して、賦課、徴収、保険給付を行うこととなります。

次のページ、53ページには、現行の仕組みと改革後の仕組みのイメージ図ということでつけさせていただいておりますので、また見ておいていただけたらと思います。

それでは、51ページにまた戻っていただきまして、2の課税限度額の見直しについてです。平成28年度、平成29年度と据え置いた基礎課税額の賦課限度額を4万円引き上げ58万円とするものでございます。これは保険税率の引き上げだけで必要な保険税収入を確保することになれば、高所得者層の負担と比較して中間所得者層の負担がより重くなるということから、賦課限度額を4万円引き上げ58万円とするというものでございます。

3つ目は、軽減基準額の見直しで、国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯を拡大するために、軽減判定所得を引き上げるものでございます。5割軽減の軽減基準額を、そこにありますように27万円から27万5,000円に、2割軽減の軽減基準額を49万円から50万円に引き上げるものでございます。

一番下、4つ目でございます。平成30年度国民健康保険税の税率の見直しでございます。この見直しの概要につきましては、54ページの税率算定資料で説明をさせていただきます。54ページをお願いします。54ページの上、1、納期等につきましては、昨年と変わっておりません。2の賦課限度額につきましては、先ほど説明した内容でございます。3の低所得世帯に対する均等割及び平等割の減額につきましても、先ほど説明した内容でございます。4の国民健康保険税の税率算定に係る算定基礎につきましては、医療分・支援金分では、平成29年度に比べ世帯数が38世帯、被保険者数が127人減少しておりますが、課税対象の所得金額は伸びております。これは漁業関係及び和牛農家の所得の増が要因と考えられます。課税対象資産額は、資産割の廃止に伴い、ゼロとなります。次に、その下の表、介護分につきましても、世帯数、被保険者数が減少していますが、課税対象の所得金額は伸びていることが見てとれます。

5の国民健康保険税の税率についてですが、これにつきましては、次の55ページのA3の資料で説明をさせていただきます。55ページをお願いします。この表は、国民健康保険税の税率を上から年度ごとに、28、29、30年度というふうにあらわしております。

1の医療分の30年度の欄を見ていただきますと、本年度は基金を3,000万取り崩して繰り入れをするよう計算しております。所得割額は7.48%で0.54%の減、資産割額は廃止で、1人当たりの均等割額は2万6,200円で1,800円の減となりまして、1世帯当たりの平等割額は2万200円で1,800円の減となります。その右の欄には平均税額の1世帯当たりの額を表示しており、9万7,240円で、昨年度より9,745円の減額となります。1人当たりでは5万8,350円で、昨年より4,879円の減額となります。右に行ってくださいまして、表の中ほど、7割軽減の欄があります。世帯数は、7世帯の増となりまして613世帯となります。その右の欄、5割軽減では世帯数は15世帯の増となっております。その右、2割軽減の世帯は11世帯の増となっております。これは、概要の説明の中で説明をさせていただきました、低所得者に対する軽減措置の拡充等が要因と考えております。この表の一番右、調定必要額、これの減につきましては、平成29年度の医療費の支出が少なかったことが要因でありまして、この調定必要額から逆算して医療分の税額を決定しております。したがって、医療費の支出が少ないと税の負担も減っていくこととなります。

次に、真ん中の表、2の支援金分です。平成30年度の所得割が0.92%で0.07%の増、資産割額は廃止で、均等割額は3,300円で300円の増、平等割額は2,500円で100円の増となります。平均税額の1世帯当たりでは、1万2,601円となりまして1,016円の増額となります。1人当たりは7,561円で、昨年より520円の増額ということになります。

次に、下の3の介護分でございます。平成30年度の所得割額は2.91%で0.20%の増、資産割額は廃止で、均等割額は1万4,600円で1,400円の増、平等割額は7,

700円で800円の増となります。平均税額の1世帯当たりでは、3万7,762円となりまして1,785円の増額となります。1人当たりでは3万884円で、昨年より1,454円の増額となります。

それで、一番下の表です。保険税額の対前年比較を見ていただきたいと思います。これの一番下、平成30年度の欄を見ていただきますと、平均税額の、先ほど説明しました1の医療分から3の介護分までの全体を足したところの1世帯当たりの合計、一番下です。1世帯当たり14万7,603円となりまして、昨年に比べまして6,944円の減額で4.49%の減となります。1人当たりでは9万6,795円で2,905円の減となりまして、2.91%の減となります。

それでは、新旧対照表の説明をさせていただきますと思います。42ページをお願いいたします。42ページの右側、改正案を見ていただきますと、第2条の第1項では、(1)、第1号から次のページ、43ページの(3)、第3号で課税額の定義の改正を行うものでございます。その下の第2項では、課税限度額を58万円に引き上げる改正をここで行うものでございます。

一番下の第3条では医療分の所得割額の税率改正で、次のページ、44ページでは、現行の第4条の資産割の規定を削除して、第5条を第4条として、均等割額を先ほどのA3の表で説明しましたとおり、2万6,200円に変更するものでございます。

第5条では、世帯別平等割額の変更ですが、(1)の第1号では、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の金額を2万200円に変更するというものでございます。一番下の(2)、第2号の特定世帯の金額1万100円は、2万200円の5割の額となりまして、次のページ、45ページで、これの(3)の第3号の特定継続世帯は2万200円の4分の3の額、1万5,150円となります。

次に、第6条から第7条の2までが後期高齢者支援金分の率の変更で、第8条から、めくっていただいて、第9条の2までが介護分の率の変更となっております。

次に、その46ページの第23条には、軽減額を記載しておりまして、(1)の第1号が7割軽減の額の変更、これを記載しております。

次のページ、47ページ、(2)の第2号が5割軽減の額の変更、次のページ、48ページの(3)の第3号に2割軽減の額の変更を記載しております。

それでは、議案に戻っていただきまして、附則をお願いいたします。附則で、1の施行期日で、この条例は公布の日から施行する。2の適用区分は、改正後の新温泉町国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるということでございます。

それから、5月の22日に国民健康保険運営協議会を開催しておりまして、その際に今回の改正内容を諮問いたしまして、このたび提案いたします税率等で承認をいただいております。

条例の改正案の説明は以上でございますが、資産割の廃止に伴いまして、国民健康保険税の減免に関する規則の改正が必要となっております。もう一度審議資料の49ページをお願いいたします。審議資料の49ページは、先ほどの規則の改正の本文、次のページ、50ページには新旧対照表をつけております。新旧対照表の現行の欄を見ていただきますと、現行では、減免の理由欄の下に、B、資産割とありますが、資産割の廃止に伴いまして、隣の改正案のとおり資産割を削除するものでございます。減免割合の欄につきましても、Bの全額を削除し、以下を繰り上げるという改正を行うものでございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） 審議資料の52ページでちょっと、数字は別としても、制度改正ですから、内容的にちょっと疑問な点をお尋ねしときたいと思います。

これは平成30年度4月から新たな国民健康保険制度がスタートということで書いてますけども、この中で、なぜ国保制度の見直しが必要なのということで、3番目の丸、公費負担を拡充することにより、国民皆保険のかなめである国保の基盤を強化し、安定した制度として次の世代に引き継げるようにしますと。この公費負担を拡充するとは具体的にどんなことを言ってるんでしょうか。今回の制度改正、先ほど数字をいろいろと説明していただきまして大体わかったんですけども、その中で、公費負担を拡充することがどうあらわれているのかお尋ねをいたします。

それから、もう一つは、次の欄に国保運営に県が加わると保険税はどうなるのということで、クエスチョンですけども、これも3つ目の丸ですけども、県において適正に激変緩和措置を講じることにより新制度の円滑な施行を図りますと、当町はこれも結構大きなあれを受けてるわけですけども、この激変緩和措置というのは、大体めどとしていつぐらいまでやっていただけるようなことになってるんでしょうか、その2点、ちょっとお尋ねをいたします。

○議長（中井 勝君） 長谷阪税務課長。

○税務課長（長谷阪 治君） 上のほうの公費負担につきましては、ちょっと後にさせていただきますまして、激変緩和措置につきましては、このたび今回、28年度と30年度の比較で激変緩和措置がされたところでございます。来年度につきましては、ここら辺のところは不確定ということでございますので、その分また基金を投入して、保険税を安定させていくというようなことが必要かと思っております。

○議長（中井 勝君） 森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 彰人君） 制度の見直しの公費負担の部分でございます。国からのある一定の公費が投入されて保険料を下げていくという方策をとっておりますが、ち

よっと額的には、30年度からは1,700億円を投入するとか、そういうふうな額が出てございます。そのようなことで県の納付金を算定して各市町の納付金を確定したというような経過でございますので、ある一定の公費を投入して軽減をされたということでございます。

○議長（中井 勝君） 6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） できるだけ長く、国なら国が当然そういう公費の負担を拡充してもらうことがやっぱり必要じゃないかなと思ってらんです。町にたまって支払準備基金、これはこれで当然町民からいただいた分ですから、できるだけ保険料を抑えるっていうか、そういうことに使うべきだっていうのが私の考え方ですけども、それと別に、国なら国が今後ともやっぱり公費負担をふやすことによって国保会計も、都道府県のですけんね、これからは。それを安定的に運営できるというようなことになってくるのではないかと。その点を課長やらに聞いてもなかなか、国の代理ではありませんので答えは出てこないと思うんですけども、ぜひ、そういうことも一つ要望として、今後とも奮闘していただきますようお願いいたします。以上です。

○議長（中井 勝君） 森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 彰人君） 末端の市町ではなかなか意見という部分が述べにくいところがございますが、また県の担当課長等の会議で要望等をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） そのほか。

11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） 先ほど税務課長の説明の中で、県下、市町の健康保険税の統一の方向に向かっているという御説明があったように認識したんですけども、当初は県がかかわることによって即座に統一かと思ったらそうではなくて、各市町による従前の実績等に鑑みてそれぞれ違うということで、ちょっと当て外れだったんですけども、逆に、統一することによって弱小の市町が基金を取り崩すなりの負担が多くなる方向に行くのか、そのあたり県が目指してる形っていうものが想定できるようであれば御説明いただきたいと思いますが、お願いします。

○議長（中井 勝君） 森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 彰人君） 全国的にも少し、もう既に本年度から県下統一で保険料を決めているところもございますが、兵庫県はちょっと様子を見てということでございます。ことしの場合でも、既に県の標準保険料というのも県から示されておりまして、県下で一応平均が合わせて7万1,298円という保険料率が出ております。それに比較して新温泉町では7万374円ということで、県の平均より低い、手持ちの資料では、県下では一番低いという標準保険料率が示されております。これがばらつきがなくなれば、県下統一していきたいということを申しておりましたが、様子を見て県もしていくんだろうなという思いでございますが、ここ当分は今のままの体制でいかれると思

ます。

○議長（中井 勝君） 11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） 統一の方向に向かうに当たって、県の支出によって統一が図られるのであれば、各市町の負担が増ということにはならないと思うんですけども、各市町の負担をふやした上で統一という方向に向かうとしんどい部分が出てこようかなと思うんですけども、その辺の県の方針というようなことは、今、御認識がありますでしょうか。

○議長（中井 勝君） 森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 彰人君） 県の方針というのは現在、ちょっと将来的なことは聞いておりません。ただ、県下でも今、保険料率がばらばらでございますので、そのあたりが平均化されたらということは会議で申し上げておりましたが、今々というふうなことはまだ考えておられないと思います。

○議長（中井 勝君） いいですか。

そのほか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） それでは、お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 議案第44号

○議長（中井 勝君） 日程第9、議案第44号、新温泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を御提案申し上げます。

内容につきまして、こども教育課長が説明いたします。よろしくお願いたします。

○議長（中井 勝君） 西村こども教育課長。

○こども教育課長（西村 徹君） それでは、議案第44号、新温泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について説明を申し上げます。



提案理由につきましては、町長が説明したとおりでございます。本条例は、待機児童解消のため、認定こども園より規模の小さい、いわゆる家庭的保育事業等の運営に関する基準を定めるものでございます。なお、新温泉町におきましては、4つの認定こども園で待機児童は出ておらず、現時点では家庭的保育事業等は存在をしておりますが、従うべき基準でありますので、改正を行うものでございます。

説明の都合上、審議資料60ページをお開きください。改正の概要ということで、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準のうち、連携施設、そして食事の提供に関する規定の改正により、所要の改正を行うものでございます。

1つ目の連携施設につきましては、新温泉町の運営基準におきまして、連携施設として保育所、幼稚園、認定こども園を連携施設にする必要がございますが、小規模保育事業、事業所内保育事業でも代替保育に係る連携施設に変えることができるようにするものであります。2つ目の食事の提供は、自園調理が原則でございますが、衛生面、栄養面、発達段階に応じた食事の提供等、一定の水準を持つ事業者からの外部搬入を可能とするものでございます。

ページを戻っていただきまして、新旧対照表をごらんください。56ページには、保育所等との連携を規定するもので、要件を規定しております。

次に、57ページにおきましては、食事の提供の特例を規定するものでございます。

そして、58ページには、自園調理により行うために必要な体制を確保するという努力義務を課しつつ、自園調理に関する規定の適用を猶予する経過措置期間を10年とするものでございます。

それでは、議案に戻っていただきまして、まず、第6条第2号中に2項を加えるものでございます。また、第16条第2項に1号を加えるものでございます。そして10年間は適用しないという例外規定でございます。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） 我が町では対象となるような事業所はないということですが、要するところ規制緩和をするということですよ。課長、上手に省略をして、一番肝心なところは説明をいただけないんですけどね。資格がなくてもよろしいとか、あるいは、例えば小規模保育事業A型事業者と同等の能力を有すると町が認める者というのは、どういうところとなるのでしょうか。だから、結局、規制緩和してずぶずぶにして、今の都市部での保育所不足を何とか解消しようという意図はわからないわけではありませんよ。しかし、教育や保育の現場で資格のない者を採用してよろしいとか、こういう最も基本的な食事の提供に対して、そういう能力を有すると同等の者を町が認め

ればいいと、何を基準にして、どう認めていくのか、その責任を問われたときにどう対応するのかということ考えた上でのこの条例提案なのか、そのあたりをもう少し説明してください。

○議長（中井 勝君） 西村こども教育課長。

○こども教育課長（西村 徹君） 御指摘をいただきました地域型保育事業の認可基準ということで、小規模保育事業のA型というのは職員数が配置基準プラス1名、それは職員の資格といたしまして、これは保育士、そして保育室等につきましては、ゼロ歳、1歳では1人当たり3.3平米、2歳児におきましては1人当たり1.98というふうなことが小規模保育事業ということで、それ以外にもB型であったりC型というふうな基準があり、それらの判断基準ということにつきましては非常に難しい部分もあるわけですが、先ほど、自園調理の関係につきましても、栄養面であったりアレルギーの知識であったり、非常にその部分は判断基準が難しいところではございますが、それらについては、この事業というのは規制緩和ということで、量の拡大、その一方で質の向上と、質の確保という部分も必要と思いますので、それらについての、子ども・子育て支援制度におきましては、確認行為というものは町が責任を持って行うというふうな制度でございますので、難しい面はありますが、その辺の質の部分については慎重に判断すべきものというふうに思っております。

○議長（中井 勝君） そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。（発言する者あり）わかりました。（「討論はしません。採決だけで」と呼ぶ者あり）わかりました。

それでは、本案を採決いたします。

採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中井 勝君） 起立13、多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。35分まで。

午後2時19分休憩

午後2時35分再開

○議長（中井 勝君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第10 議案第45号

○議長（中井 勝君） 日程第10、議案第45号、新温泉町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、こども教育課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 西村こども教育課長。

○こども教育課長（西村 徹君） それでは、議案第45号、新温泉町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明いたします。

提案理由につきましては、町長が説明したとおりでございます。本条例は、地方からの提案により2点の改正を行うものでございます。

説明の都合上、審議資料61ページをごらんください。現行におきましては、第4号ということで、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校等の教諭となる資格を有する者というのが第4号でございます。それから、それにつきまして、改正案におきましては、教育職員の免許法第4条に規定する免許状を有する者という規定が変わっております。これにつきましては、教員免許が更新制になったことに伴い、その規定の改正があり、その変更をこの本条例で記載をするものでございます。次に、改正案といたしまして、10号につきましては支援員の要員確保のための対象の拡大を行うものでございます。

それでは、議案に戻っていただきまして、まず、第10条第3項第4号を次のように改める。教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者。次に、第10条第3項に次の1項を加えるということで、第10号、5年以上、放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めたものというものを加えるものでございます。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） ちょっとお尋ねいたします。今回の改正については地方からの要請だという話でしたけど、具体的にその背景は何でしょうか。人手不足ですか、そういういわゆる専門の職員がいないということなんでしょうか。その点について教えてください。

もう一つは、新温泉町の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め

る条例、この現のあれについて、第10条の3項のいわゆる中に(9)、これは9号でしょうけど、高等学校卒業者等であり、かつ2年以上、放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、町長が適当と認めたものと。1から9まであって、9号にこういった、一つは項目があるわけですけども、今回、これが5年ということになるんでしょうか。そこら辺ところの、2年より5年経験したほうが、それは確かに職員としてもね、経験年数がっていうことになるわけですけども。やっぱりこの放課後児童健全育成事業、職員の一般的要件ということで、これは厚労省から出ている分ですけども、第7条で、利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実践について訓練を受けた者でなければならないと、こう規定してるわけです。こういったことと、経験年数が例えば今回言われるような5年と、そこら辺のところ、これまたやっぱり規制緩和じゃないかなという見方ができるわけですけど、そこら辺のところはどういう見解でしょうか。

○議長（中井 勝君） 西村こども教育課長。

○こども教育課長（西村 徹君） 御指摘をいただきました地方からの提案ということで、やはり都市部に比べまして、中山間地におきましては支援員の確保がなかなか難しいという状況がありまして、地方のそういった声が国に届けられた中で、御指摘の規制緩和という趣旨でございます。

それから、実は第9号、第10号が新たに加わったわけですが、御指摘のその研修については県が実施する研修ということで、ここに採用された場合については、そういった研修を受けることによって、御指摘をいただきましたような一定の研修の成果といいますか、一定のそういったスキルといいますか、そういったものがされた上でこの5年以上ということで、町長が適当と認めたものと理解をしております。

○議長（中井 勝君） 6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） ちょっと私の聞いているのは、審議資料の61ページの中に現行と改正案とあって、改正案の中で(5)から(9)、5号から9号については略って書いてあるんですけど、9号に、高等学校卒業者等であり、かつ2年以上って書いてあるわけですね、放課後児童健全育成事業に類する事業に従事した者であってという、町長が適当と認めたものと。今回、5年ということだったら要件が厳しくなるわけですね。ここをどうですかっていうことを聞いているわけですよ。なぜ、そうなったんですかという。

○議長（中井 勝君） 西村こども教育課長。

○こども教育課長（西村 徹君） 第9号の2年以上というのは、放課後健全育成事業そのものではなくて類似する事業ということでございますので、直接その育成事業ではなくて、例えば子供を何らかの別の事業で預かっている、そういった経験、類似するそういうことに従事したというのがこの2年という規定で、第10号、今回改正のものについては、放課後児童健全育成に、その事業に5年以上ということが9号と10号の違

いと思っております。

○議長（中井 勝君） よろしいですか。

そのほかありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 11 議案第 46 号

○議長（中井 勝君） 日程第 11、議案第 46 号、新温泉町防災行政無線（デジタル同報系）整備工事請負契約の締結についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、新温泉町防災行政無線（デジタル同報系）整備工事の請負契約を締結するにつき、新温泉町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

内容につきまして、町民課長が説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 谷田町民課長。

○町民課長（谷田 善明君） それでは、新温泉町防災行政無線（デジタル同報系）整備工事請負契約の締結について説明させていただきます。

まず最初に、草太山中継地の電波塔につきまして、美方広域消防本部の消防救急無線施設と共有することの説明が不十分でありまして、大変御迷惑をおかけしました。申しわけありませんでした。

それでは、資料に従いまして説明させていただきます。説明の都合上、審議資料の 63 ページをごらんください。まず最初に、本事業の概要でございます。防災行政無線施設のデジタル整備を、平成 28 年度から基本計画に基づき年次的、計画的に実施しているところでございます。目的といたしましては、災害時の通信連絡を確保し、災害情報伝達を迅速かつ的確に行い、地域における防災、応急救援、災害復旧に関する業務を遂行することで、地域住民の生命、財産の安全確保を図るものでございます。平成 3

0年度は、親局、中継局、屋外子局、戸別受信機などの整備を行います。

続きまして、2番の工事の概要について説明させていただきます。まず1点目として、役場内にあります親局について、子局の変更に伴い、操作卓の改造と消防本部の遠隔制御装置の改造を行います。2点目といたしまして、温泉地域の草太山中継局の整備を行います。先ほど申しましたが、草太山中継局につきましては、無線塔、それからアンテナポール等共有部分につきましては、美方広域消防本部の無線施設と共有するものでございます。これによりまして、新温泉町のほぼ全域がデジタル波でカバーされるようになります。3点目といたしまして、浜坂地域の屋外放送子局と屋外拡声子局整備として、田君を含めて8局の屋外拡声放送装置を整備いたします。4点目といたしまして、町内全ての学校とこども園、指定避難所、病院、それから屋外放送施設のない中小屋などに戸別受信機50台を整備いたします。

審議資料64ページにシステム系統図、それから、65ページに回線構成図をつけております。左上にマークがあるのが本年度整備する場所でございますので、御清覧ください。

追加資料には過去2年間分の工事内容をつけてございますので、御清覧ください。

議案本文に返っていただきまして、契約の目的が新温泉町防災行政無線（デジタル同報系）整備工事、契約の方法は随意契約、契約金額は7,560万円、契約の相手方は、日本無線株式会社神戸支店支店長、倉田康司です。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） この中で、広域消防と一応共有するということに今、課長が説明されたわけですけども、それによってこの契約の金額というのは変わりませんか、どうですか、それは。

○議長（中井 勝君） 谷田町民課長。

○町民課長（谷田 善明君） 広域と全く共用せずに電波塔やアンテナポール等を立てれば、当然金額は高くなると考えられます。なお、広域が整備する時点から既に新温泉町防災行政無線のデジタル化が計画というか、構想がありましたので、広域の整備時点で既にそれが、この施設が入るスペースを確保していただいているところでございます。

○議長（中井 勝君） 6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） スペースを確保してるんだったら、何で委員会の中できちっと、共有するっていうか、そういう形で説明なさらんのですか。そういうことではないんですか。やっぱりね、何か委員会ではちゃんとした説明ができなかった、いわゆる共用するっていうか、共用ですよ。そうすると、新たな構造物が要らなくなるわけですから、当然この金額っていうのは、やっぱり変わって当たり前じゃないかなと。初

めからそういう予定だったら委員会でもちゃんと、そういうことで共用することになっておりますっていうことを説明した上でこの金額ですと、これだったらなるほどというわけですけども。委員長にも私は質問しましたけども、実際にそれは別だと、いや、どっちかわからないというような話だったから改めて聞いてるんです。それを明確にお答えください。やっぱりそういう入札のときには、前提が変わると当然金額的なものは変わってまいります。改めてそのことについてお尋ねをしたいと思います。

それから、もう一つは、草太園地ってというのは、これ、もうよく雷が落ちることで、それでケーブルテレビなども結構苦労して、冬になると歩いてそこまで上がるとか、そういうこともあるわけですよ。こういった、いわゆる雷対策について、この工事の中で具体的にどうされようとしてるのか、それもお答えください。

○議長（中井 勝君） 谷田町民課長。

○町民課長（谷田 善明君） 先ほども申しましたが、広域と共有することによりまして経済的になるというようなことでございます。委員会で私がアンテナとアンテナの共有が、アンテナを共有するっていうのとちょっと私自身が混同いたしまして、アンテナにつきましては別でございましてという説明をさせていただいたんですが、無線の建屋とポールにつきましては共有ということで、それにつきましては、仕様書等で見積もり前からそういうことは明確に記載されておりましたので、私が委員会で十分に理解してなかったということで、御迷惑をおかけしたということでございます。

それと、草太園地の雷対策でございまして、お手元の64ページの図の中央下段のところ草太中継局というのが書いてあります。その草太中継局のところの上から2段目と申しますか、四角の上から2段目に、同軸避雷器というのが書いてあります。また、その下に空中線フィルタというのが書いてあります。避雷器をつけてできるだけ雷の被害を軽減するようにはしたいと考えております。以上でございます。

○議長（中井 勝君） いいですか。

6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） 再度尋ねますけども、委員会ではどういう説明をなさったんですか。建屋は両方が使って、アンテナだけを別々にしてという話だったんですか。これね、契約の問題になりますので、金額の。やっぱりそこら辺はね、一体、仕様書なりでどういうあれをしてたのか。私は、どうも課長の説明がもう一つはっきりしないんで、これはちょっと問題ありと思っておりますんで、副町長、答えてください。

○議長（中井 勝君） 田中副町長。

○副町長（田中 孝幸君） ちょっと委員会でのやりとりの中で、当初から建屋についてはもともと予定しておりますという御説明をさせていただいて、委員の中からアンテナについてはどうだという御質問がございまして、アンテナについてっていう中で、今、課長は支柱については共有していると御説明させていただいたんですけども、委員会ではその説明がなかったんです。アンテナについては仕様が違うので2本です。要する

に、支柱にアンテナを2種類立てている。要するにアンテナは2種類は立ってるんですね、受信する電波が違いますので、仕様は違う。しかしながら、アンテナを1つの支柱に立てるんだというところを説明し切らんかったために誤解が生じております。支柱を2つ立ててアンテナを別々に立てるんやったら、ほんまに建屋に入るんかいなとか、そういう思いもあって、この話がなかなか理解できへんなということで、委員会では御了解をいただけませんでした。

もう一度、再度確認をしましたら、先ほど御説明させていただきましたように、支柱は1本同じものを使う、アンテナは、その支柱に載せるという形なので、当然違うアンテナでございますけれども、お車で行かれてたら、アンテナが2層になったり3層になったりしてる中継局、ごらんになったことあるかと思えますけれども、そういう形での仕様でございますので、当初の予定の仕様で、業者から見積もりが出てきた中には当然そういう仕様でやっておりますということで、金額は変わらないということでございますので、御理解をいただければと思います。

○議長（中井 勝君） そのほか。

5番、森田善幸君。

○議員（5番 森田 善幸君） この計画は数年前から何年間かで行われるということなんですけど、最終、できた時点での何ていいますか、放送の流れとかね、例えば今、温泉地域については、ケーブルのほうで戸別のケーブル電話から防災行政無線の音が聞こえるようになってるわけですが、浜坂は各町内にある受信機を通して、各戸にまたスピーカーとか、それがあって聞こえるようになってるんですけど、その中でちょっと一部地域でそういうものがないということが問題になってるわけなんですけど、それが、これ全体が完成した場合、ケーブルで例えば支所からずっと流れてくるのが電波で飛んで各区に飛ぶという、で、そこから流れてくるというような感じなんでしょうか、ちょっとその辺がよくわからないので、説明していただきたいと思います。

○議長（中井 勝君） 谷田町民課長。

○町民課長（谷田 善明君） 同じく64ページの図をごらんください。64ページの先ほどの草太中継局の1つ上に温泉総合支所というのがございます。温泉総合支所の支所告知サーバーというところから線が入って、右のほうに出ておまして、温泉地区の屋内型告知端末装置から放送が流れてくるということでございます。ただし、スピーカーにつきましては、草太山中継局のデジタル波を受けまして、今までケーブルテレビからとっていたんですけど、整備後は草太山中継局からのデジタル波を受けて、それで屋外のスピーカーが鳴るということになります。

また、浜坂地域におきましては、その1つ上の城山中継局というところからデジタル波が出まして、屋内につきましては屋内放送装置というので受けまして、そこから各戸に放送が流れるということでございます。基本的に今と同様のシステムになるということでございます。



○議長（中井 勝君） 5番、森田善幸君。

○議員（5番 森田 善幸君） ということは、浜坂地域についてはアナログ波がデジタル波に変わるというだけのことだと理解してよろしいでしょうか。それで、温泉地域については屋外の施設からの放送はデジタル波で受けるが、屋内の放送はケーブルテレビのケーブルで従来どおり流れると理解してよろしいでしょうか。

○議長（中井 勝君） 町民課長。

○町民課長（谷田 善明君） 議員おっしゃるとおりでございます。

○議員（5番 森田 善幸君） わかりました。

○議長（中井 勝君） そのほか。

15番、中村茂君。

○議員（15番 中村 茂君） 第1点、屋外のトランペットスピーカーから流れる音なんだけど、一般質問でも言わせてもらったんですが、点検なりはしてもらったんだろうか。要は、地域の方等含めて、ここまで聞こえるんですよということを共通認識ができてるのかな。この前の地震の放送、僕ちょうどたまたま千原、鐘尾の間にいたんだけど、音が何か鳴ってるのかなという気がしたんだけど、聞こえなかった。あれの音はどういう音量で出たのかなと、緊急一斉の力いっぱいのかい音だったのか、その辺の音の種類はどうだったのかなと、改めて思うと。

それと、先ほどの答弁の中で、温泉地域については支所の、大もとはケーブルテレビからの支所の告知サーバーによって、トランペットスピーカーと屋内告知型の端末装置に流れるようになってる。今回、それがデジタルで屋外のトランペットスピーカーのところに流れるというふうに今おっしゃったんだけど、それで間違いないのかな、この系統からいったらそうじゃないような気がするんだけど。

それと、小枕の役割というのは、これはアナログのための小枕基地というふうにちょっと理解しとるんだけど、これはいつまで続くんだろう。将来的には小枕は廃止というように思いがたしかあったんですけど、その辺で、廃止でなければいけないんだけど、小枕の位置づけがアナログ波のためにあるような気がするんだけど、最終的にはどうなるかということをお教えください。

それから、30年度はこの状態かもわかんないけど、これ、いつまでの事業の予定なんだったかなと、その確認もちょっとしたいと思います。

それから、J-A-L-E-R-Tですが、以前、J-A-L-E-R-Tは浜坂地域と温泉地域、2つあったんですが、温泉地域のJ-A-L-E-R-Tは今現在どうなってるかということをお知らせをお願いします。

○議長（中井 勝君） 谷田町民課長。

○町民課長（谷田 善明君） 屋外スピーカーのことにつきましては、事前に図上で音達調査を行います。その後実際にスピーカーを設置しまして、それぞれ聞こえ方、聞こえぐあいを調査しまして、スピーカーの方向等を微調整させていただいているところでござ

ざいます。

それから、せんだってのJ－ALERTの音量につきましては、緊急放送につきましてはマックスで放送をしているというようなことをございます。

続きまして、小枕の位置づけでございますが、小枕は、議員御指摘のようにアナログのための施設でございます。全てデジタル化にしました際には、所有者と協議して撤去というふうになろうかと考えております。

それから、いつまでの事業かということで、5カ年計画で28年から平成32年までを工事期間として予定しております。

温泉地区のJ－ALERTにつきましては、本年度予算をお認めいただきまして、浜坂地域で受信して温泉地域にも流す一本化工事を本年度に計画いたしております。以上でございます。

温泉の屋外のスピーカーにつきましては、デジタル波を受信して、それを拡声機で屋外に放送するということをございます。

○議長（中井 勝君） どうぞ、続いて、はい。

○町民課長（谷田 善明君） 下に書いてあるのは将来的な予定でございまして、下の…（発言する者あり）済みません、64ページの右下の温泉地区のところで、60メガヘルツ帯のデジタル同報系の周波数の波を受けまして、空中線フィルタ、同軸避雷器を受けまして、屋外拡声子局装置、デジタル同報系を通じまして、トランペットスピーカーから流れるというようなことをございます。

○議長（中井 勝君） じゃあ、ケーブルじゃ流れんな、ことだな。どっちが本当だ、後が本当か。（発言する者あり）

暫時休憩します。

午後3時09分休憩

午後3時10分再開

○議長（中井 勝君） 休憩を閉じて再開します。

再答弁を。

谷田町民課長。

○町民課長（谷田 善明君） 支所告知サーバーからのトランペットスピーカーへの線も整備後も消えませんが、しかし、デジタル波からの音声が入った場合、そちらが優先して流されるというようなことをございます。ですから、整備後も支所サーバーからトランペットスピーカーへのラインは生きております。

○議長（中井 勝君） 15番、中村茂君。

○議員（15番 中村 茂君） じゃあ、将来的にも二系統でいくということで理解したらいいんでしょうかね。ちょっと数が35と34、1つがちょっと不明瞭だけど、そういうことで流れると。

それから、それで行政のほう引いたラインで図上で示して、最終行政のほう確認して、ここまで聞こえるというかね。実際に、そりゃあね、気候条件なりによって違いますから何とも言えんだけど、要は住民の皆さんが、特に区長さんとか消防の関係の人とか、その人たちが、地区についてる屋外の拡声機はどの辺まで聞こえるかっていうのを皆さん認識してるんでしょうかね。僕はとっても気になるから、いつも放送が鳴るときには気になるんですけど。要は、以前、有事のときにサイレン鳴らしてましたよね。とにかくサイレンが鳴ったら何か起きたというふうに僕らは認識があったんだけど、それがいつの間にかサイレン廃止になって、屋外の放送機になってしまって、音が届かるところやっぱりあるんですよ、サイレンのほう音がすごかったですからね。

だから、言いたいのは、行政で引いたラインで満足することじゃなくて、住民がその状態をちゃんと知る、ここまでしか音が聞こえないということ、この村はこういう状態だということを知らしめるというか、これ、お互いが自主防災の活動の一つだと僕思うんですよ。そういう部分にもうちょっとてこ入れをしてほしいな。そのことは日ごろの防災訓練なり個別訓練なり、そういう中でぜひ求めておきたい。よろしくお願いします。

○議長（中井 勝君） 谷田町民課長。

○町民課長（谷田 善明君） 住民の方にお知らせするための施設でございますので、住民の方がそれぞれ聞けるというのを確認して事業を進めてまいります。

○議長（中井 勝君） 5番、森田善幸君。

○議員（5番 森田 善幸君） 今の付随して、私、この間も一般質問でしましたが、1日の、このデジタル音になってからのサイレン音の吹鳴といいますか、これをやっぱり住民に対して、毎月1回のことですから騒音ということにはならないと思います。本当にきっちりと音がどこまで聞こえるかを調べるためにも、月1回はこういったことを行うことを強く要望します。

○議長（中井 勝君） 谷田町民課長。

○町民課長（谷田 善明君） 消防団等とも相談させていただきまして、検討させていただきます。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決され

ました。

---

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。本日の会議を散会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定しました。

本日はこれで散会します。

次は、6月26日火曜日午前9時から会議を開きますので、議会議事堂にお集まりください。長時間お疲れさまでした。

午後3時16分散会

---